

南三陸町
第3期障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画



令和3年3月

宮城県 南三陸町



[目 次]

第1章 計画の基本事項	1
第1節 計画策定の趣旨・計画期間	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画期間	1
第2節 計画の位置づけ	2
1 根拠法令	2
2 町政における位置づけ	3
3 計画の対象	4
第3節 計画策定手法及び策定体制	5
1 計画の策定方法	5
2 計画の推進体制	8
3 法令・制度改正の動向	9
第2章 障害者を取り巻く状況	11
第1節 本町の概況	11
1 人口・世帯の状況	11
第2節 障害者の現況	12
1 障害者数の推移	12
2 障害者の自立を支える地域資源の状況	16
3 障害者の意識とこれからの課題	19
第3章 障害者施策の基本方針	25
1 障害者施策の基本理念	25
2 障害者施策の方針と体系	26
3 計画の推進体制	27
第4章 第3期障害者計画	29
方針1 障害者の暮らしを守る	29
1-1 地域生活を支える事業と地域活動の充実	29
1-2 情報提供、相談支援体制の充実	31
1-3 誰もが暮らしやすい住環境の整備	34
1-4 保健事業、医療サービスの充実	37
1-5 地域安全対策の推進	40
方針2 障害者の成長と活動を支える	42
2-1 病気や障害の理解促進、人権尊重の推進	42
2-2 障害児の成長を支える保健・保育・教育の充実	45
2-3 障害者の自己実現を応援する環境づくり	48
第5章 第6期障害福祉計画	53
第1節 障害福祉計画について	53
1 障害福祉計画について	53

第2節	第6期計画における成果目標の設定	55
1	施設入所者の地域生活への移行	55
2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	55
3	地域生活支援拠点等の整備	56
4	福祉施設からの一般就労移行	57
5	相談支援体制の充実・強化等	58
6	障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築	59
第3節	計画期間におけるサービスの見込み量	60
1	訪問系サービスの見込み量	61
2	日中活動系サービスの見込み量	62
3	施設系サービスの見込み量	65
4	居住支援系サービスの見込み量	66
5	訓練系・就労系サービスの見込み量	68
6	相談支援の見込み量	73
7	地域生活支援事業サービスの見込み量	74
第6章	第2期障害児福祉計画	79
第1節	障害児福祉計画について	79
1	障害児福祉計画について	79
第2節	第2期計画における成果目標の設定	80
1	障害児支援の提供体制の充実	80
第3節	計画期間におけるサービスの見込み量	82
1	障害児通所支援の見込み量	82
2	障害児入所支援の見込み量	85
3	障害児相談支援の見込み量	86
資	料	編
		87
資料1	計画の策定経過	87
資料2	南三陸町保健福祉総合審議会設置条例	88
資料3	南三陸町保健福祉総合審議会委員名簿	89
資料4	南三陸町障害者自立支援協議会設置要綱	90
資料5	南三陸町障害者自立支援協議会委員名簿	92

※「障がい」、「障害」の表記について

本計画で表記する「障害者」には、断り書きのある場合を除いて、障害児（18歳未満）や難病、てんかん、発達障害、高次脳機能障害など、ほかの対象者もすべて含むものとしします。

近年、地方公共団体では「障害」の「害」という漢字を使用せず、「障がい」と表記する事例もあります。その場合も法令、固有名称、病名などは「害」のままとし、「障害」と「障がい」が混在する例が多くみられます。

本町及び本計画では「障害」を否定的に捉える考えはなく、計画をわかりやすく、読みやすくすることを考慮し、従来どおりに「障害」と表記します。

第1章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

第1節 計画策定の趣旨・計画期間

1 計画策定の趣旨

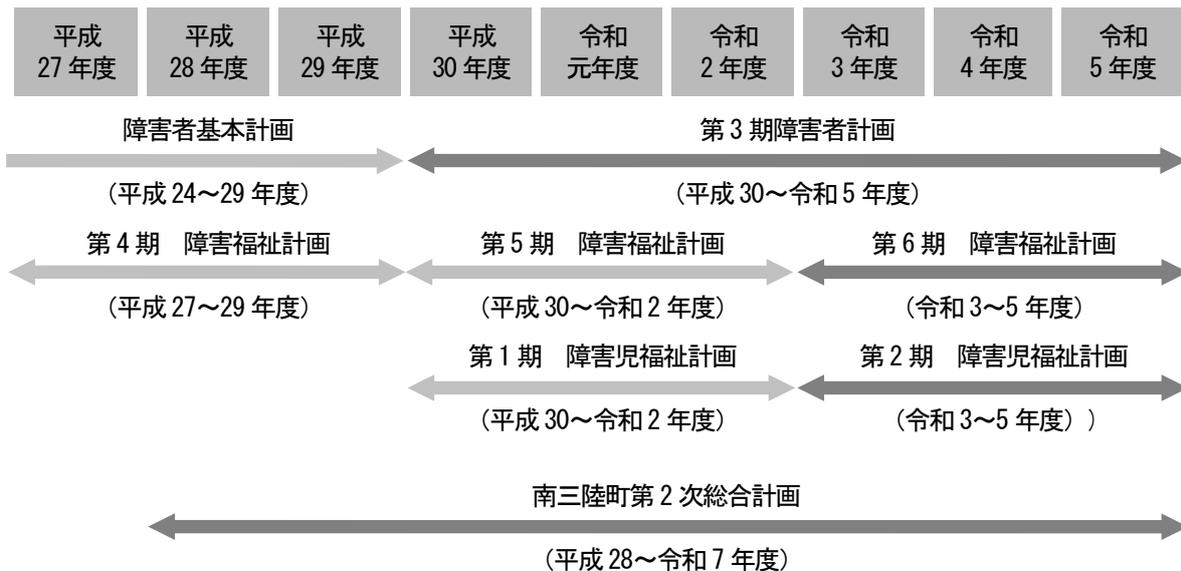
本町では、復興への歩みと歩調を合わせながら、病気や障害のある人もない人もお互いに支え合いながら、誰もが自立して暮らす社会の再構築に向けて、障害者本人のライフステージに合わせて生活全般にわたる総合的な支援、障害福祉サービスなどの適切な提供と環境整備に取り組んでいます。

現行計画の期間が平成29年度末で終了すること、そして、近年の障害者に関する法律や制度の改正に対応するため、令和3年度を初年度とする「第3期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 計画期間

中期的な指針となる第3期障害者計画は6年間（平成30年度～令和5年度）、サービスの事業計画となる第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画は3年間（令和3～5年度）です。

図表 計画の期間



第2節 計画の位置づけ

1 根拠法令

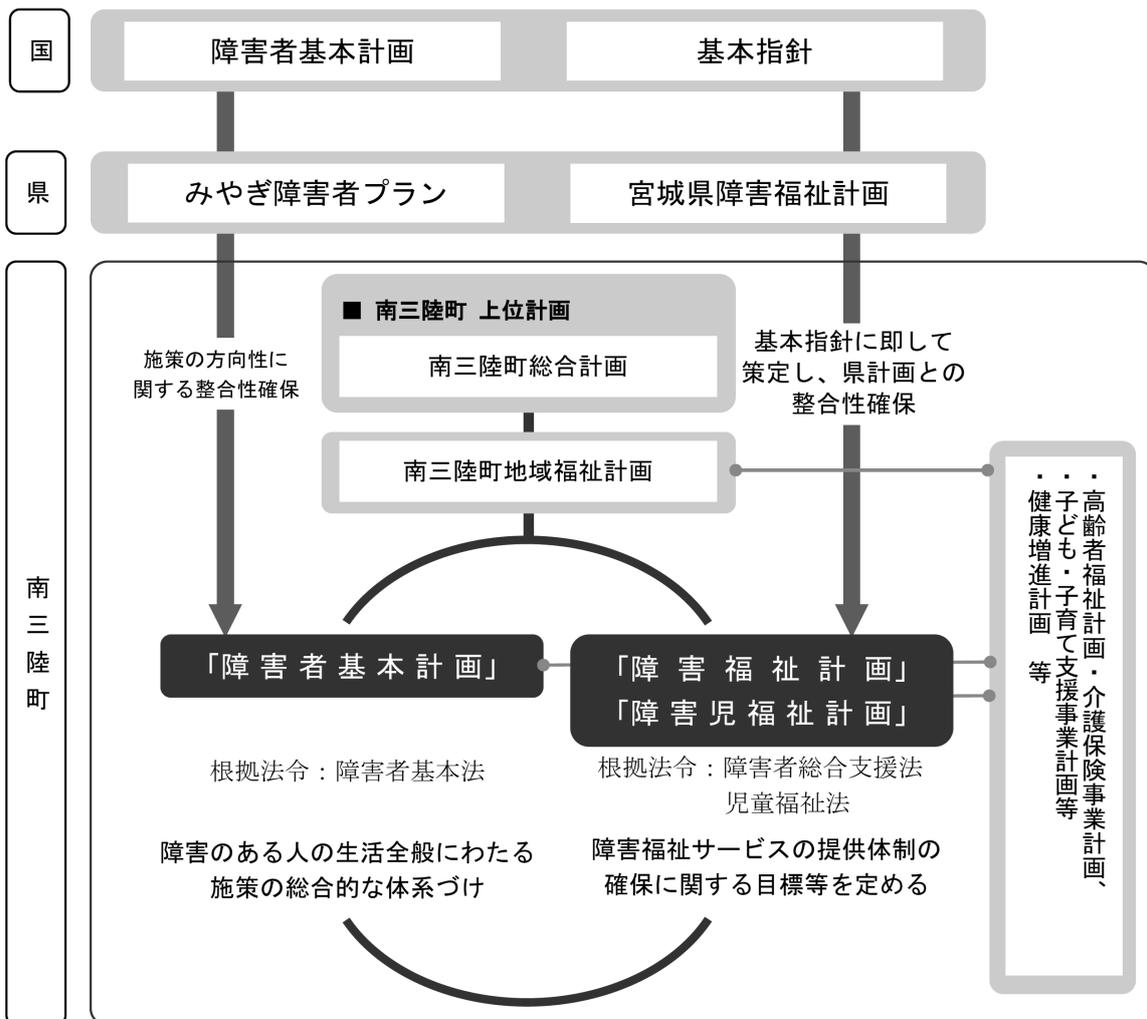
第3期障害者計画は、障害者基本法第11条で地方自治体に策定が義務づけられている「市町村障害者基本計画」であり、障害者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

第6期障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条で地方自治体に策定が義務づけられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

第2期障害児福祉計画は、改正児童福祉法第33条の20で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標などを示します。

本町は3つの計画を一体的に策定します。

図表 法令と本計画との関係



2 町政における位置づけ

町政における本計画の位置づけは、最上位計画である「南三陸町第2次総合計画（計画期間：平成28～令和7年度）」の政策分野「保健・医療・福祉・生活環境 ～快適でいきいきと暮らせるまちづくり～」の実現を目指し、保健・福祉分野の共通理念を定める上位計画の「南三陸町第2期地域福祉計画」の個別（分野）計画に位置づけられます。

また、「南三陸町復興計画」をはじめとする諸計画との整合性を図るものであり、かつ、町民、町（行政）、民間団体が障害者支援に協働して取り組む「指針」としての性格を有します。

図表 町の計画と本計画との関係



■参考：町の上位計画における障害者施策の記載内容

「南三陸町第2次総合計画」

基本構想（平成28年～令和7年度）	
将来像	森里海ひといのちめぐるまち 南三陸
目標人口（令和7年度末）	11,620人程度を維持
政策3 保健・医療・福祉・生活環境	快適でいきいきと暮らせるまちづくり
基本計画（平成28年～令和2年度）	
3-4 障害者福祉の推進	3-4-1 障害者の自立支援事業の充実 3-4-2 在宅福祉サービスの充実 3-4-3 障害者の活動の場の確保

3 計画の対象

平成23年に改正された障害者基本法の定義に則り、本計画の対象者は次のとおりとします。

- 障害者（身体障害、知的障害、精神障害）
- 発達障害
- その他の心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁（障害のある人にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）によって継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある人

■参考：障害者基本法「障害者の定義（第二条）」（平成23年8月公布）

- 1 障害者とは、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

具体的には、障害者手帳所持者に加えて、手帳を所持していない難病、てんかん、発達障害（自閉症スペクトラム障害（※）、学習障害など）、高次脳機能障害などです。

なお、障害福祉計画のサービス及び事業は、障害者総合支援法（平成25年4月施行）に基づき、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）、難病などのある人を対象とします。

また、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で自分らしく暮らしている社会（ノーマライゼーション社会）の実現に向けて、すべての町民、すべての関係者が対象となる施策・事業も含まれています。

※自閉症スペクトラム障害とは、自閉症は「対人関係の障害」「コミュニケーションの障害」「パターン化した興味や活動」の3つの特徴を持つ障害。最近では症状が軽い人たちまで含めて、自閉症スペクトラム障害という呼び方もされている。

（出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「e-ヘルスネット」）

※本計画の「障害者」という表記には、便宜上、上記の対象者が含まれています。

第3節 計画策定手法及び策定体制

1 計画の策定方法

(1) 策定体制

① 南三陸町（本計画の決定機関）

本町では、南三陸町保健福祉総合審議会の答申を尊重し、計画を決定します。

② 南三陸町保健福祉総合審議会（本計画の審議機関）

町長からの計画策定の諮問を受け、計画の策定体制、策定方法、策定内容、計画の推進方法など、計画全般にわたる検討を行い、町長に答申します。

③ 県との連携

県の障害福祉サービスや医療計画など、県との施策調整が必要になることから、県との緊密な連携を図ります。

④ 町民、関係団体、有識者など（計画を推進する主体者・行政サービスの受益者）

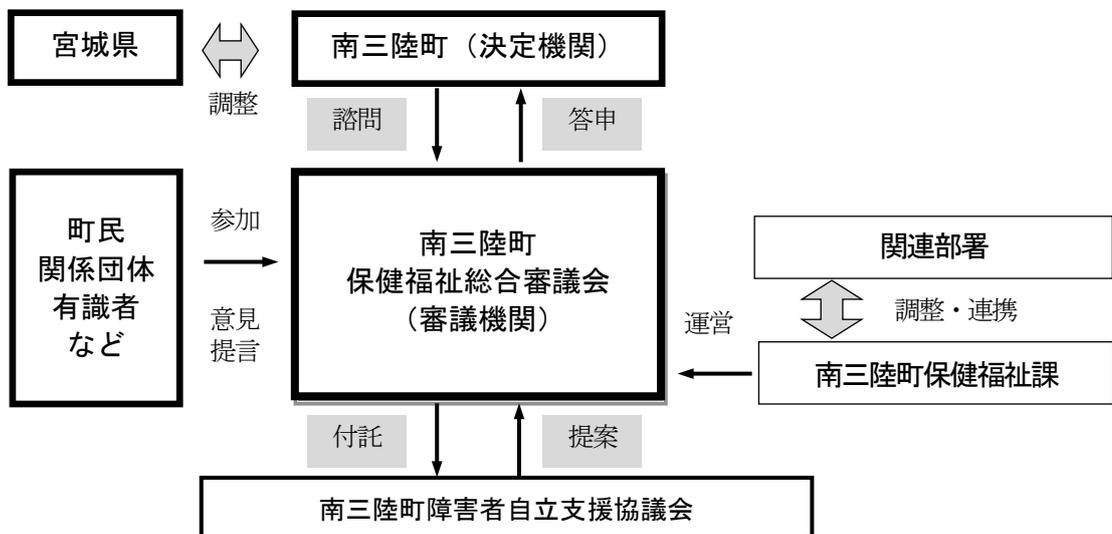
アンケート、インタビュー、パブリックコメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信します。

また、南三陸町障害者自立支援協議会は、南三陸町保健福祉総合審議会からの付託により、町の現状を踏まえた計画内容を慎重に協議の上、南三陸町保健福祉総合審議会に提案します。

⑤ 町事務局、関連部署

計画策定の事務局機能及び庁内調整を行います。

図表 計画の策定体制



(2) 各種調査の概要

① 現行施策の進捗調査

庁内の関連各課における現行計画の事業状況、サービスの利用実態などを精査し、本計画の施策及びサービス体制の基礎資料としました。

② 障害者アンケート調査

計画の対象となる障害者及び介助者の生活状況や施策への要望を計画に反映するため、病気や障害のある方の支援のためのアンケート（以下「障害者アンケート」という。）を実施しました。

実施期間	平成 29 年 2 月 23 日～3 月 8 日
対象者	障害者手帳所持者 全数（施設入所者除く） （平成 29 年 1 月 1 日時点）
実施方法	調査票の郵送配付・郵送回収
配付数・回答数	配付数 808 票、回答数 373 票（回答率 46.2%）

③ 関係団体からの意見収集

町内の福祉活動・事業に関連するボランティア団体、特別支援学校、サービス事業所、ハローワークを対象に、今後の施策への意見を把握しました。

実施期間	平成 29 年 12 月
対象者	ボランティア団体 サービス事業所 特別支援学校 ハローワーク
実施方法	調査票の配付・回収（郵送、メールなど）
配付数・回答数	配付数 14 票、回答数 12 票（回答率 85.7%）

【主な意見】

項目	主な意見、課題
支援サービス	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉人材の確保は急務。 ○ 公的なサービスでは対象とならない障害者への支援の充実が必要。 ○ インフォーマルサービスを担うボランティアの育成と活用が必要。 ○ 障害者が「どこに相談していいかわからない」という状況の早期解消が必要。その一環として、障害者に活動団体の情報発信を増やすこと。 ○ 災害公営住宅をグループホームに活用することを検討してほしい。 ○ 支援の必要性を検証するため、町や関係機関における利用者への訪問を増やしてほしい。 ○ 事故に備えた保険の加入を検討してほしい。
医療的ケア児の支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者の負担軽減が必要（保護者不在時の受け入れ先など）。
生活環境	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関の充実が必要（事業所利用のバス代無料化、石巻や気仙沼に通院する移動手段の検討）。 ○ 完成度の高い「南三陸町障がい者支援ガイドブック」のホームページ公開。 ○ 障害者が気軽に行ける場所や機会の創出が必要。
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○ 個別の教育支援計画の作成が進んでいる。 ○ 通学区域の再編を検討すること（通学時間が短縮でき、負担軽減につながる、自宅から近い学校への通学の実現）。
学校卒業後のサポート	<ul style="list-style-type: none"> ○ 卒業時に移行支援会議を開催している。 ○ 卒業後数年間はフォローやサポートを実施している。
就労促進	<ul style="list-style-type: none"> ○ 継続して実習を受け入れてもらえる事業所の増加が必要。 ○ 事業所に対する障害及び障害者への理解促進、情報発信が必要。 ○ 安定した就労先の確保が必要。 ○ 地元企業に対する特例子会社の設立への働きかけが必要。 ○ 個別の移行支援計画を作成していくことは重要。
特別支援学校と行政との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南三陸町との連携は良好である。 ○ 自治体、関係機関、学校の連携のためのプラットフォームの構築が必要（居住地の異なる生徒を受け入れている学校からの要望）。
障害者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業種の傾向は、補助的、不特定な人との関わりが少ないこと。 ○ 雇用企業の傾向は、小規模、指示系統が明確であること。 ○ 就職する障害者の傾向は、心身の状態が安定している場合が多い。
町への提案	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭・学校・医療・福祉が一体となる支援のあり方を具体的に示し、機能させてほしい。 ○ 地域全体の障害及び障害者への一層の理解促進（条例化も検討）。

2 計画の推進体制

本計画を着実に推進し、必要に応じて改善する仕組み（PDCAサイクル）を行う体制強化と、障害者、町民、地域、関係機関、各団体との連携強化を図ります。

（１）南三陸町保健福祉総合審議会の開催

南三陸町保健福祉総合審議会を定期開催し、障害者施策の進捗状況の点検・評価を行います。
また、南三陸町障害者自立支援協議会などの報告に基づき、障害者施策の進捗状況や新たな課題に応じた改善案を検討し、本町に提案します。

（２）南三陸町障害者自立支援協議会の開催

障害者の地域生活を支える体制整備を目的とする南三陸町障害者自立支援協議会において、障害福祉計画、障害児福祉計画の目標達成状況や障害福祉サービスの提供状況を確認し、供給量の確保及び質の向上のための検討を行います。

（３）庁内連携体制の強化

本計画の担当課を中心に関係各課と連携し、本計画の着実な推進を図ります。
本計画の取り組み状況と成果を定期的に確認し、目標達成に向けた効果的な取り組みを実施します。

（４）当事者団体、関係機関、関係団体などの主体性発揮

障害者自身の自立活動や、障害者の地域生活を支える関係機関やボランティア団体などが主体的に活動できるよう、本町と各団体などとの連携強化を図り、相互に協力しながら、計画の着実な推進を図ります。

（５）計画の周知と啓発

本計画の内容や進捗状況について、広報やホームページ、各団体などを通じて周知を図ります。
また、障害者自身を含む町民一人ひとりが福祉の担い手であることの意識啓発を行い、地域ぐるみの支え合いを推進します。

3 法令・制度改正の動向

(1) 近年の動向

法律等	概要
障害者優先調達推進法 (平成 24 年 6 月 27 日施行)	○ 国や地方公共団体等は、策定した調達方針に基づき、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努める
障害者虐待防止法 (平成 24 年 10 月 1 日施行)	○ 障害者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○ 虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務づけ
障害者権利条約 (平成 26 年 1 月 20 日批准承認)	○ 障害者の固有の尊厳の尊重を促進
障害者差別解消法 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮の提供
障害者雇用促進法の一部を改正する法律 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	○ 障害者に対する差別の禁止 ○ 合理的配慮の提供義務 ○ 法定雇用率の算定基礎の見直し(算定基礎に精神障害者を加える)
成年後見制度利用促進法 (平成 28 年 5 月 13 日施行)	○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
ニッポン一億総活躍プラン (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)	○ 障害者、難病患者、がん患者などの活躍支援 ○ 地域共生社会の実現
発達障害者支援法の一部を改正する法律 (平成 28 年 8 月 1 日施行)	○ 発達障害者支援地域協議会の設置 ○ 発達障害者支援センターなどによる支援に関する配慮
障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	○ 自立生活援助の創設(円滑な地域生活に向けた相談・助言などを行うサービス) ○ 就労定着支援の創設(就業に伴う生活課題に対応できるように、事業所・家族との連絡調整などの支援を行うサービス) ○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築(障害児福祉計画の策定義務づけ) ○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援(平成 28 年 6 月 3 日施行)

(2) 国の障害者基本計画（第4次）の概要（平成29年度策定）

項目	概要
策定趣旨 位置付け	障害者基本法第11条第1項の規定に基づき、障害者の自立及び社会参加の支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画に位置付けられる。
計画期間	平成30年度から令和4年度までの5年間
基本原則	<p>① 地域社会における共生等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加する機会の確保 ・地域社会において、他の人々と共生することを妨げられず、どこで、誰と生活するかについて選択する機会の確保 ・言語（手話を含む）、その他の意思疎通のための手段について、選択する機会の確保 ・情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大 <p>② 差別の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別その他の権利利益を侵害する行為の禁止 ・社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供 <p>③ 国際的な協調の下での共生社会の実現</p>
各分野に共通する横断的視点	<p>① 条約の理念の尊重及び整合性の確保（インクルージョンの観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体と捉える）</p> <p>② 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上</p> <p>③ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援</p> <p>④ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援</p> <p>⑤ 障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援</p> <p>⑥ PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進</p>
施策の円滑な推進	<p>① 連携・協力の確保</p> <p>② 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進</p>
各分野の障害者施策の基本的な方向	<p>① 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>② 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</p> <p>③ 防災、防犯等の推進</p> <p>④ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>⑤ 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>⑥ 保健・医療の推進</p> <p>⑦ 行政等における配慮の充実</p> <p>⑧ 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>⑨ 教育の振興</p> <p>⑩ 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>⑪ 国際社会での協力・連携の推進</p>

出典：内閣府 障害者政策委員会

第2章 障害者を取り巻く状況

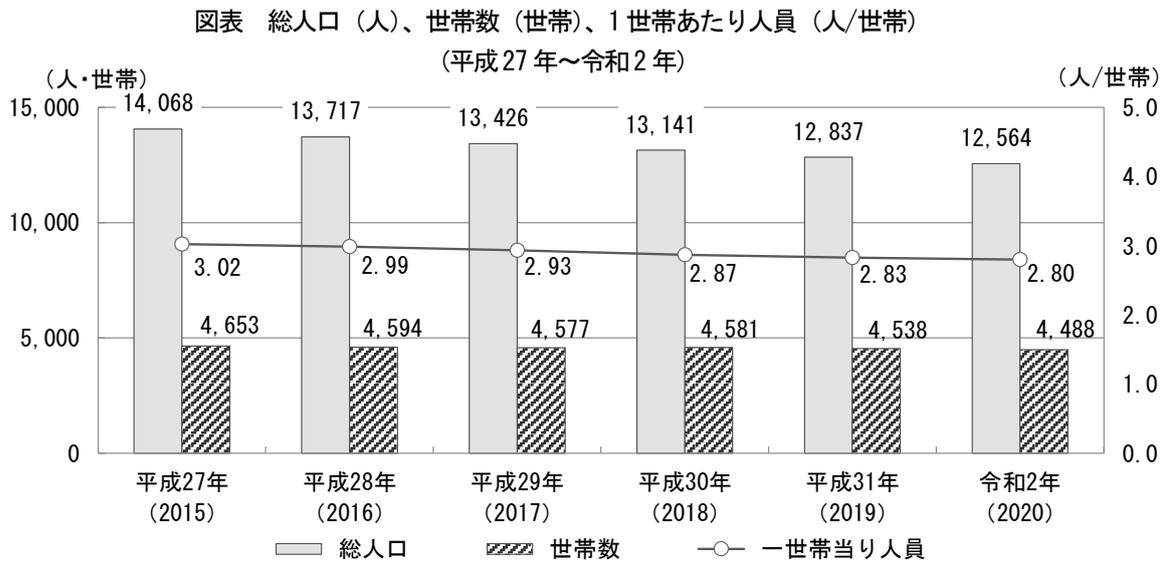
第2章 障害者を取り巻く状況

第1節 本町の概況

1 人口・世帯の状況

住民基本台帳による平成27年以降の総人口及び世帯数の推移をみると、総人口、世帯数ともに減少しており、令和2年の総人口は12,564人、世帯数は4,488世帯となっています。

また、一世帯あたり人員は、各年で3人を下回り、令和2年の一世帯あたり人員は2.80人/世帯となっています。



(単位：人・世帯・人/世帯)

区分	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
総人口	14,068	13,717	13,426	13,141	12,837	12,564
世帯数	4,653	4,594	4,577	4,581	4,538	4,488
一世帯あたり人員	3.02	2.99	2.93	2.87	2.83	2.80

資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

第2節 障害者の現況

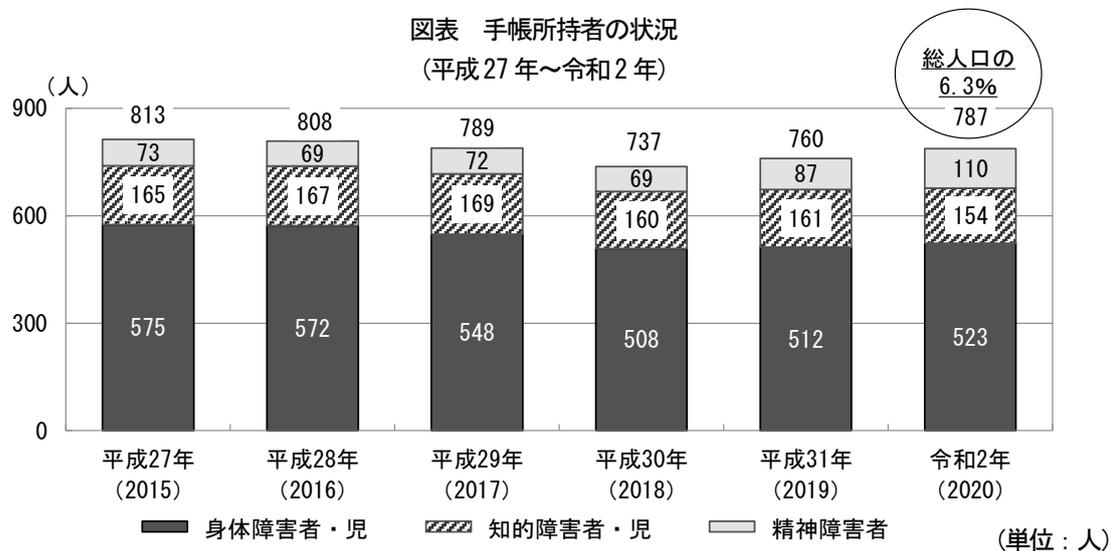
1 障害者数の推移

(1) 手帳所持者の状況

本町の障害者（児）数の状況を、平成27年以降の手帳所持者数の推移からみると、令和2年は787人（重複含む）の方が手帳を所持しています。

障害別にみると各障別ともに18歳以上の方が多く、特に身体障害者では9割以上を占めています。また、知的・精神障害者では、65歳以上の障害者の増加がみられます。

なお、参考までに令和2年3月における住民基本台帳の総人口に占める障害手帳所持者の割合は、6.3%を占めています。



	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
身体障害者・児	575	572	548	508	512	523
18歳未満	9	6	7	3	3	4
18～64歳	182	179	158	131	153	143
65歳以上	384	387	383	374	356	376
知的障害者・児	165	167	169	160	161	154
18歳未満	35	30	29	29	27	25
18～64歳	111	117	124	113	111	105
65歳以上	19	20	16	18	23	24
精神障害者・児	73	69	72	69	87	110
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64歳	59	56	59	54	70	85
65歳以上	14	13	13	15	17	25
合計	813	808	789	737	760	787

※ 重複する人数を含む

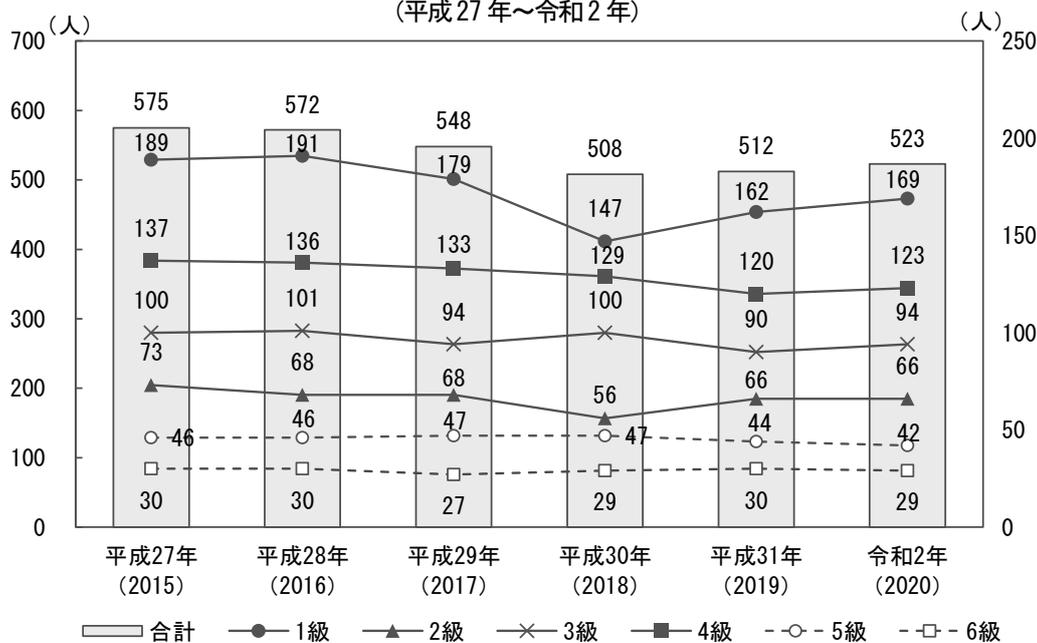
資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(2) 身体障害者

本町の身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成31年より増加しており、令和2年3月末現在の手帳所持者数は523人となっています。

令和2年の手帳の等級別では1級が最も多く、障害の種類別では、肢体不自由が251人で身体障害者全体の約半数を占めています。

図表 身体障害者の推移
(平成27年～令和2年)



(単位：人)

		平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)
等級別	1級	189	191	179	147	162	169
	2級	73	68	68	56	66	66
	3級	100	101	94	100	90	94
	4級	137	136	133	129	120	123
	5級	46	46	47	47	44	42
	6級	30	30	27	29	30	29
種類別	視覚障害	30	26	24	21	23	23
	聴覚障害	47	49	47	47	47	52
	平衡機能	1	1	2	3	2	0
	音声言語	8	7	8	8	6	4
	肢体不自由	268	260	247	234	240	251
	心臓機能	140	146	136	122	114	114
	腎臓機能	34	38	38	36	41	42
	呼吸器機能	22	20	20	14	15	13
	直腸機能	25	25	26	23	24	24
合計	575	572	548	508	512	523	

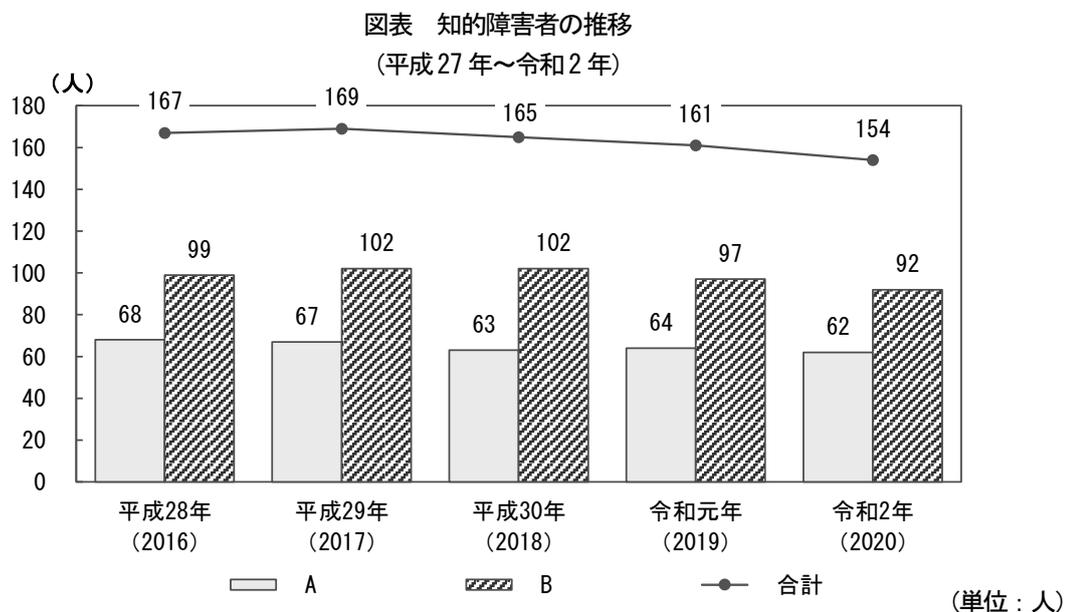
※障害の種類は重複する人数を含む

資料：保健福祉課（各年3月末現在）

(3) 知的障害者

知的障害（療育手帳所持者）の人数は減少傾向にあり、令和2年の3月末日現在の手帳所持者数は154人となっています。

障害程度別にみると、令和2年の判定別では、重度であるA判定の方が62人、B判定の方が92人となっています。



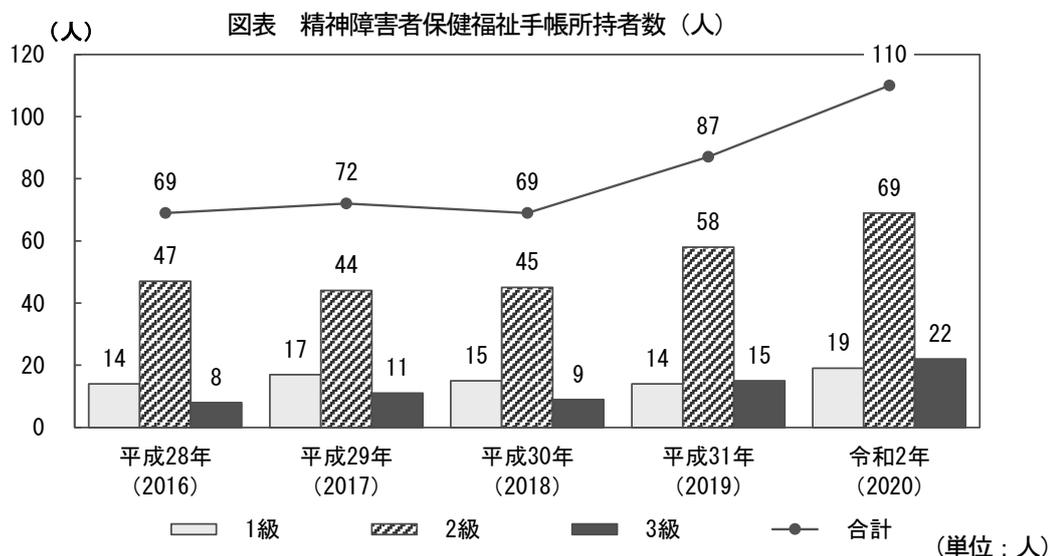
	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)	令和2年 (2020)
A (重度)	68	68	67	63	64	62
B (その他)	97	99	102	102	97	92
合計	165	167	169	165	161	154

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

(4) 精神障害者

精神障害者の人数は、平成31年より増加しており、令和2年の3月末日現在の手帳所持者数は110人となっています。

手帳の等級別にみると、各年ともに2級（援助必要）が最も多く、令和2年には69人となっています。



	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)
1級（常時援助）	13	14	17	15	14	19
2級（援助必要）	50	47	44	45	58	69
3級（生活に制限）	10	8	11	9	15	22
合計	73	69	72	69	87	110

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

精神障害については、手帳所持者以外にも精神疾患により、通院による治療を受けている人がいます。

自立支援医療（精神通院医療）対象者数は、令和2年3月末日現在で174人となっています。

図表 自立支援医療（精神通院医療）認定者数の推移
（平成27年～令和2年）

(単位：人)

	平成27年(2015)	平成28年(2016)	平成29年(2017)	平成30年(2018)	平成31年(2019)	令和2年(2020)
精神通院医療対象者	144	140	154	220	175	174

資料：保健福祉課（各年3月末日現在）

2 障害者の自立を支える地域資源の状況

(1) 相談窓口

主に障害に関する町内の相談窓口は下表のとおりです。

窓口以外に、民生委員・児童委員、保健福祉推進員、保育所、認定こども園、小・中学校、医療機関、障害者及び介護サービス事業所などでも相談を受け付けています。

受け付けた相談については、町内外の関係機関と連携し、相談事案の解決まで必要な支援を行っています。

図表 障害者（児）の主な相談窓口

窓口名	実施主体	所在地
地域活動支援センター風の里 (総合ケアセンター南三陸内)	社会福祉法人 洗心会 (町からの委託)	志津川字沼田
保健福祉課社会福祉係 地域包括支援センター(高齢者) (総合ケアセンター南三陸内)	南三陸町	志津川字沼田
地域子育て支援センター (3か所)	南三陸町	志津川字沼田、戸倉字宇津野 歌津字峰畑

資料：保健福祉課（令和2年4月現在）

(2) 保育・教育

本町では、小中学校で特別支援学級を設置しているほか、すべての保育所、認定こども園、小・中学校において、障害児保育、特別支援教育を行っています。

また、放課後児童クラブでも障害児を受け入れています。

図表 特別支援学級数・児童数

(単位：校・学級・人)

	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	平成31年 (2019)
小学校					
特別支援学級を設置する学校数	5	4	5	5	4
特別支援学級数	9	8	10	10	8
特別支援学級児童数	13	11	13	12	9
通常学級での障害児対応可能学校数	5	5	5	5	5
中学校					
特別支援学級を設置する学校数	2	2	2	2	2
特別支援学級数	5	6	5	4	4
特別支援生徒数	11	12	9	8	8
通常学級での障害児対応可能学校数	2	2	2	2	2
保育所・幼稚園					
障害児保育実施か所	6	6	6	6	6

資料：教育総務課・保健福祉課（令和2年5月1日現在）

(3) ボランティア団体

町内で障害者を支援するボランティア活動を行っている組織は、令和2年4月現在、4団体です。

町内で長く活動していただいている組織とともに、震災以降、新しく活動をはじめていただいた組織もあります。

図表 ボランティア団体

組織名	主な活動概要	町内活動開始時期
南三陸町身体障害者協会	身体障害者支援	昭和24年10月頃
南三陸町愛の手をつなぐ親の会	知的障害者及び保護者の交流	昭和60年4月頃
おもちゃの図書館「いそひよ」	障害者等の交流の場の提供	平成7年10月
南三陸町民生委員児童委員協議会	障害者の生活支援	

資料：保健福祉課（令和2年4月現在）

(4) サービス事業所

町内の障害者総合支援法にかかるサービス及び事業を提供する事業所は、令和2年4月現在、下表のとおりです。

このほかに町外のサービス事業所が各サービス及び事業を提供しています。

図表 町内の障害福祉サービス・地域生活支援事業の提供事業所

事業所名	事業概要	所在地
のぞみ福祉作業所	生活介護、日中一時支援	志津川字沼田
地域活動支援センター風の里	移動支援、創作的活動、生産活動の機会提供による作業指導・生活訓練・希望訓練、社会適応訓練等の支援	志津川字沼田
希望が丘	共同生活援助（グループホーム）	歌津字管の浜
南三陸町ヘルパーセンターまごころ	居宅介護、重度訪問介護	歌津字柘沢
セントケア南三陸	居宅介護、重度訪問介護	戸倉字町
にじのわ歌津	放課後等デイサービス、児童発達支援	歌津字田表
南三陸町相談支援センター	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	志津川字沼田

資料：保健福祉課（令和2年4月現在）

(5) 就労

改正障害者雇用促進法が平成28年4月に施行され、障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、法定雇用率の算定基礎の見直し（算定基礎に精神障害者を加える。平成30年4月施行）などが定められ、国全体で障害者の雇用促進に取り組んでいるところです。

障害者に向けた雇用・就業環境の改善への取り組みについて、各種施策を推進していますが、社会経済の影響等、厳しい状況にあり、ハローワーク管内の就職件数は減少しています。

図表 ハローワーク管内 年度別新規求職・就職状況

(単位：人)

	合 計		身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	新規 申込	就職 件数	新規 申込	就職 件数	新規 申込	就職 件数	新規 申込	就職 件数
平成27年(2015)	9	5	3	1	5	3	1	1
平成28年(2016)	3	3	1	2	2	1	0	0
平成29年(2017)	5	1	0	0	2	0	3	1
平成30年(2018)	3	4	2	0	0	3	1	1
令和元年(2019)	1	1	0	0	0	0	1	1
令和2年(2020)	1	0	0	0	0	0	1	0

資料：ハローワーク気仙沼（各年3月末現在）

(参考)

障害者雇用の促進等に関する法律施行令が改正（平成30年4月1日施行）され、平成30年4月より、すべての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務（障害者雇用率制度）が下表に変更される。

	平成30年3月31日以前	平成30年4月1日以 降から経過措置適用 期間終了まで(※)	経過措置適用期間の 終了以降(※)
民間企業（雇用率）	2.0%	2.2%	2.3%
（常時雇用する労働者数）	50人以上	45.5人以上	43.5人以上
国、地方公共団体など （国、県、市町村など）	2.3%	2.5%	2.6%
都道府県などの教育委員会 （県や市町村の教育委員会）	2.2%	2.4%	2.5%

※平成30年4月から3年を経過する日より前（引き上げ時期は国で検討）

3 障害者の意識とこれからの課題

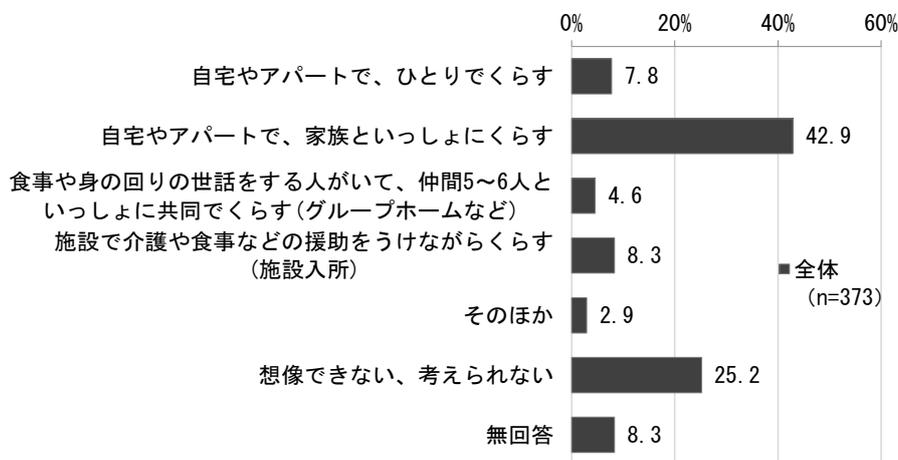
(1) 地域居住について

◎ 障害者の居住環境は震災前後で大きく変化

障害者アンケートによると、現在の住まいに震災後に住みはじめた割合が障害者全体で約4割に上り、震災前後で障害者の居住環境が大きく変化したことがわかります。

3年先の暮らしの希望について、自宅やアパートで暮らすことの希望が約5割を占めています。一方で「想像できない、考えられない」という回答も1/4に上っており、将来の暮らしへの漠然とした不安も障害者アンケートからうかがえます。

図表 障害者アンケート／3年先の暮らしの希望（%。nは回答者数）



◎ 自立生活の基盤となる地域居住支援の実施

障害者アンケートでは、暮らしやすい住環境（住宅、交通機関など）への期待が最も高くなっています。

今後、障害者本人も介助者も高齢化が進むことを踏まえると、病気や障害があっても暮らすことのできる住居（賃貸も含む）の確保、グループホームの誘致、重層的なサービスや支援の充実など、自立生活の基盤となる居住支援が必要になります。

◎ 災害に備えた準備の周知徹底、障害者の安全（減災）対策の強化

震災から7年が経過した今日、災害に備えた準備をしていない割合が4割半ばを占めており、災害に備える割合は高いとはいえません。

障害者の安全（減災）対策として準備の重要性の周知徹底と、避難行動要支援者情報登録制度の登録率の向上、隣近所との日頃からの交流を増やし、お互いの理解を深めること、病気や障害の視点を重視した防災体制の充実も必要となります。

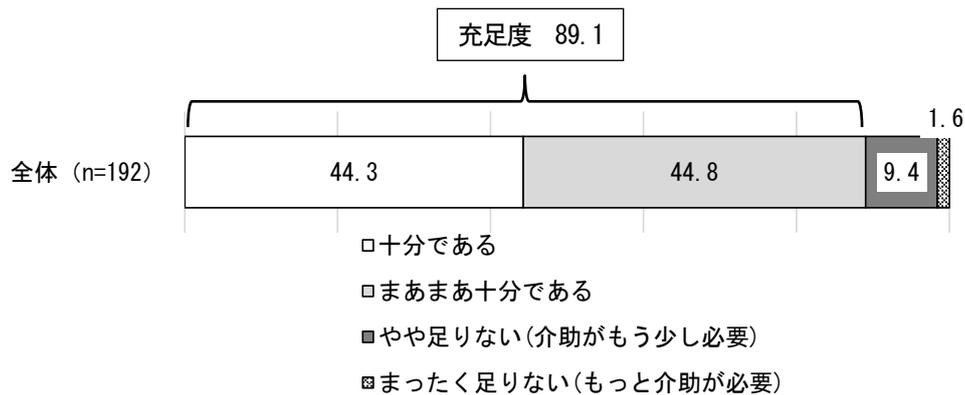
(2) 在宅サービスについて

◎ 介助の『充足度』は高い

障害者アンケートによると、通院や買い物、外出時に家族やヘルパーの介助を受けることが多く、現在の介助の『充足度（十分である）』が高いこともわかります。

なお、在宅サービスを希望どおりに利用できない割合（「利用したいが、利用していない」の回答）は4.0%とわずかでした。

図表 障害者アンケート／介助の充足度（介助をうけている人対象）
（%。nは回答者数）



◎ 介助者の高齢化に伴い、レスパイト機能の必要性の高まり

障害者アンケートの結果をみると、在宅サービスが極端に不足している状況ではありませんが、サービスの中では介助者の心身の疲労を軽減するレスパイト機能を持つショートステイや移動支援、同行援護などが求められています。

今後、介助者も高齢化し、老老介護の世帯が増えることから、レスパイト機能を持つ支援の必要性が高まることも考えられます。また、団体意見からは、保護者の負担軽減を強く求めており、ショートステイや移動支援の必要性を訴える意見もみられます。

◎ 気軽に頼めるボランティアの地道な普及

障害者自身は「自分にできることはしたい」という前向きな意識が高く、現在はボランティアからの援助に対するニーズも高くありません。

しかしながら、復興に伴い新しい地域形成が進む中、新しい隣近所との関係を構築することも時間がかかります。

そうした状況の中で、サービスメニューにはない様々な生活上の困りごとにも気軽に頼めるボランティアの地道な普及、浸透を図っていくことは、障害者やその家族の孤立防止や生活の質の向上(QOL)にとって有効な方法のひとつと考えられます。

団体意見からは、福祉人材の確保は急務という指摘を受けています。また、「公的なサービスでは対象とならない障害者への支援の充実が必要」「インフォーマルサービスを担うボランティアの育成と活用が必要」という意見もみられます。

(3) 相談支援、医療

◎ かかりつけ医のいる割合は8割

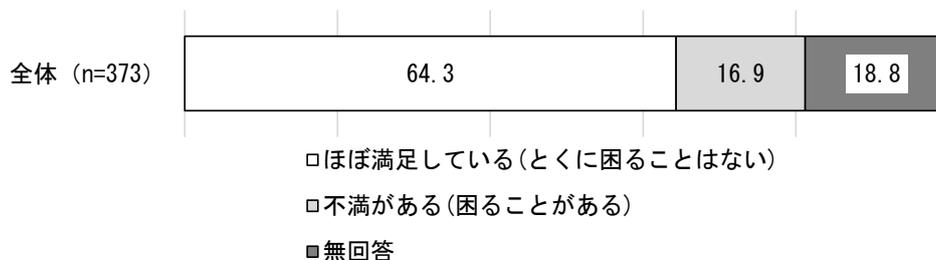
障害者アンケートによると、かかりつけ医のいる割合が8割に上ります。医療環境については、特に困ることはないとの回答が4割半ばと最も多くなっています。

しかしながら、治療を受けることのできる病院が地域にないことへの不安も挙げられています。医療環境へのこうした不安に対し、早急な解決は難しいことから、障害児の医療体制を含め、関係機関と長期的な検討が必要となります。

◎ 町の相談体制の満足は6割半、不満は1割半ば

町の相談体制に満足している割合は6割半ば、不満が1割半ばです。一番の不満は「どこに相談したらよいかわからない」が4割強です。なお、不満のひとつであった「近所に相談する場がない」の割合は前回調査（平成24年）から大きく低下しました。

図表 障害者アンケート／相談体制に対する評価（％。nは回答者数）



◎ 障害者とその家族に寄り添う相談支援体制の強化

障害者アンケートでは、町に期待する施策として、暮らしやすい住環境に次いで、身近な相談体制、病気や障害に対する町民の理解を上位に挙げています。

団体意見にもあるとおり、障害者が「どこに相談していいかわからない」という状況の早期解消が必要です。関係団体も窓口となることを障害者に周知することも必要です。

本人の病気や障害だけでなく、複雑な家庭環境や経済問題が背景にあるケースも多く、診察や相談支援の際には、本人の症状や家庭環境を的確に把握する技術も求められます。

難病患者や障害者にとって身近で専門的な相談体制は地域生活の必須要件であることから、かかりつけ医と相談窓口との連携強化、相談支援技術の向上などに取り組み、これまで以上に障害者とその家族に寄り添う相談支援体制を進める必要があります。

◎ 超高齢社会に備える権利擁護制度の普及と人材養成

障害者アンケートによると、成年後見制度や日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）への関心はなかなか高まっていきません。

今後、障害者やその家族の高齢化が進み、収入や年金などの管理ができなくなるケースも増えると考えられます。こうした場合に備えて、高齢の障害者やひとり暮らしを中心に権利擁護制度の周知を図ること、生活支援員や後見人などの事業を担う人材の養成を着実に進めていくことが必要となります。

(4) 障害児支援

◎ 教職員全員に求められる病気や障害に関する知識習得と適切な指導

障害者アンケートから、保育所、認定こども園、学校の指導体制について、保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの状態に適した指導を最も期待していることがわかりました。

こうした期待に応えるため、保育所、認定こども園、小・中学校の教職員全員に、病気や障害に関する知識習得と指導方法の研修を継続的に実施する必要があります。

また、特別支援教育の専門スタッフ、様々な場面への学校ボランティアの導入など、多忙な教職員を支援する体制充実も求められています。

◎ 『統合教育・統合保育』を基本とする保育及び教育の推進

全国的に発達障害児の増加がいわれる中、国では障害のある人と障害のない人がともに学ぶ『統合教育・統合保育』（インクルーシブ教育システム）による特別支援教育を目指しています。本町においても、『統合教育・統合保育』を基本とする保育及び教育を推進していくことが求められます。

また、教職員のみならず、保育所、認定こども園、小・中学校で道徳教育や人権教育による子どもたちの「豊かな心の育成」に一層取り組み、病気や障害に対する偏見を持たない人材を育成する一貫した教育もこれから重要になります。

◎ 様々な家庭環境を支える障害児支援の基盤整備

震災からの復興に伴い家庭環境が大きく変化し、保護者に気持ちや経済的なゆとりがなく、子どもの病気や障害に適切に対応できないケースも考えられます。

放課後や長期休暇中に、子どもが生活していくための基本や集団生活の練習をするデイサービスへの利用意向は6割強と高くなっています。

こうした状況や保護者の期待を念頭に置き、来年度から国として強化を目指す障害児支援に基づき、放課後等デイサービスをはじめとする障害児支援の基盤整備（提供体制）を計画的に進める必要があります。

その中で、医療的ケア児への支援強化が国の方針であり、保護者不在時の受け入れ先の確保などを含め、保護者の負担軽減が必要になります。

図表 障害者アンケート／子どものデイサービス利用意向（0～17歳）（%。nは回答者数）

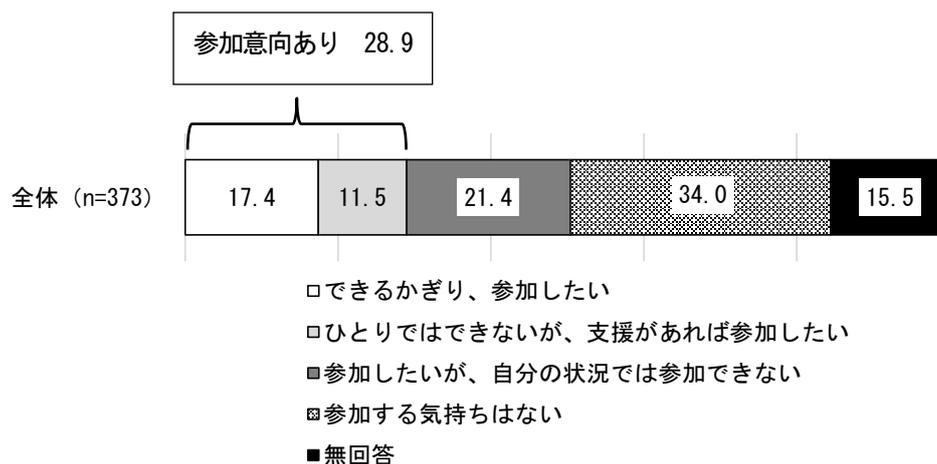


(5) 自己実現について（地域参加、就労）

◎ 地域活動への参加意向は約3割、29歳以下の参加意向が高い

震災前後で住まいが変わった障害者も多い中、祭りや年中行事などの地域活動への参加意向は前回調査（平成24年）から上昇し、3割近くに高まりました。そのうち、29歳以下の参加意向が比較的高くなっています。

図表 障害者アンケート／地域活動への参加意向（%。nは回答者数）



◎ 障害者、町民、地域が一緒になった地域活動の取り組み

障害者自身の意欲や家族の希望を尊重し、地域との関わりをより深くするためにも、障害者（特に子ども）が地域活動に参加しやすい工夫、地域で取り組むべき合理的配慮の周知、ほかの参加者の病気や障害への理解などに、障害者、町民、地域が一緒になって取り組むことが必要になります。

◎ 障害者の経済的かつ精神的な自立を支える就労環境

障害者の一般就労は全国的にもなかなか進みません。しかしながら、障害者の雇用促進と企業の生産性向上の両立に自治体として取り組む事例もみられます。

社会の要請でもある障害者の一般就労の“受け皿”を増やすため、本町として、県、関係機関、民間企業、障害者自身が連携し、病気や障害を持ちながら働くことのできる環境づくりに取り組むことが重要です（柔軟な勤務態勢、合理的配慮の実施、周囲の理解など）。

また、就労移行支援サービスや就労定着支援の充実による障害者の就労能力の向上、一般就労は困難でも就労意欲のある障害者を対象に就労継続支援（A型・B型）サービスの充実を進め、障害者の経済的自立と精神的自立の実現を支える環境づくりが期待されます。

第3章 障害者施策の基本方針

第3章 障害者施策の基本方針

1 障害者施策の基本理念

〈障害者施策の基本理念〉

地域の人々とともに生き、支え合う
障害のある人が自分らしく暮らせるまち
『生まれ変わるコミュニティで みんながいきいきとする共生社会へ。』

本町の障害者施策の基本理念（基本の考え方）である「地域の人々とともに生き、支え合う 障害のある人が自分らしく暮らせるまち」は、震災以前から変わらない理念です。

この理念は、すべての町民が障害についての理解を深めること、障害のある人が自分らしい生き方を実現する努力をすること、そして、地域でお互いに支え合って生きる“共生のまちづくり”を進めるといふ町民と関係者の志を表現しており、障害者基本法の理念にも合致する素晴らしい理念です。

本計画は、この普遍的な理念をこれからも大切に継承していきます。

この理念の下、東日本大震災から復興していく新しい町の中で、障害や病気のある人が夢や希望を膨らませ、積極的に自ら取り組んでいくこと、そして、障害者本人、家族、隣近所、関係団体が一緒になって誰もが暮らしやすい「地域共生社会」を形成していくという考えを町全体に広く浸透させることを目指し、副題として『生まれ変わるコミュニティで みんながいきいきとする共生社会へ。』を定めます。

2 障害者施策の方針と体系

基本理念の実現に向けて、2つの方針、8つの施策、27の事業分類を定めます。

方針1 障害者の暮らしを守る	
1-1 地域生活を支える事業と地域活動の充実	① サービス及び事業の充実と適切な利用の推進
	② 施設・病院等から地域生活への移行支援
	③ 地域特性に応じた事業の実施
	④ 新しいコミュニティの地域福祉活動の充実
1-2 情報提供、相談支援体制の充実	① 情報提供の充実
	② 身近で専門的な相談支援体制の充実
	③ 個別支援の充実（顔の見える関係づくりの構築）
1-3 誰もが暮らしやすい住環境の整備	① ユニバーサルデザインの推進
	② グループホームの事業所の確保
	③ 移動手段の充実
1-4 保健事業、医療サービスの充実	① 切れ目のない保健事業の推進
	② 精神疾患の予防と早期治療の推進
	③ 地域医療の充実
1-5 地域安全対策の推進	① 災害に備えた支援体制の整備
	② 地域安全対策の推進
方針2 障害者の成長と活動を支える	
2-1 病気や障害の理解促進、人権尊重の推進	① 病気や障害の正しい理解の普及
	② 相互理解に向けた交流の促進
	③ 障害者の権利擁護と虐待防止の推進
	④ 選挙における配慮
2-2 障害児の成長を支える保健・保育・教育の充実	① 発達にかかる早期発見と早期支援の実施
	② ライフステージで分断されることのない一貫した支援の推進
	③ 障害児保育・放課後支援等の日中活動の充実
	④ 特別支援教育の充実
2-3 障害者の自己実現を応援する環境づくり	① 多様な働き方の支援
	② 障害者の一般就労を促進する環境づくり
	③ 障害者の経済的自立を応援する物品等の調達
	④ 障害者が参加しやすい地域活動の環境づくり

3 計画の推進体制

(1) 計画のPDCAサイクルの実施

- 本計画はPDCAサイクル(※)のプロセスを基本に推進します。その方法は、本計画に掲げる障害者施策、障害福祉サービス、障害児支援事業の進捗及び利用状況について、毎年度、庁内で進捗及び実績の調査を行います。
- 調査結果は、南三陸町保健福祉総合審議会及び南三陸町障害者自立支援協議会に報告します。
- 南三陸町保健福祉総合審議会、南三陸町障害者自立支援協議会、本町が協力して調査結果を検討し、施策内容や事業方法の見直しなどの必要な改善を進めます。

※PDCAサイクルとは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」、「実行(Do)」、「評価(Check)」、「改善(Act)」のプロセスを実施し、事業やサービスの質を継続的に向上していくものです。

(2) 本町(行政)の推進体制の強化

- 庁内関係各課が緊密に連携し、本計画の効果的かつ効率的な推進に取り組みます。
- 障害者支援及び地域共生社会の形成に向けて、専門的な人材の確保(育成)と適切な配置、町職員の技能及び意識の向上に計画的に取り組みます。
- 障害者支援及び地域共生社会の形成に資する財源を確保するため、本町(行政)は効果的かつ効率的な事業推進に努めるとともに、国や県に財政的措置を講じるよう要請します。

(3) 関係機関・団体の主体的な活動と連携強化

- 関係機関・団体・企業などが障害者への合理的配慮に真摯に取り組み、また、地域共生社会の形成に主体的に取り組むよう、理解と協力を求めるとともに、本町(行政)は活動しやすい環境づくりを進めます。
- 困難な課題を抱えている人、支援を必要とする人をできる限り早期に発見し、支援につなげるよう、関係機関に理解と協力を求めています。
- 本町(行政)、医療機関、教育機関、関係機関・団体、サービス事業所、ハローワークなど、多岐にわたる組織及び分野の横断的な連携に取り組みます。

(4) 町民への働きかけ

- 全町民の協力による計画推進のため、病気や障害への正しい理解を深めること、病気や障害への偏見や差別をなくすこと、芸術文化・スポーツ・生涯学習などを障害者と一緒に活動すること、障害者に対する虐待防止に高い意識を持つことを、全町民に働きかけます。
- 困難な課題を抱えている人、支援を必要とする人をできる限り早期に発見し、支援につなげるよう、隣近所同士の付き合いを深め、地域共生社会の形成に寄与するよう、町民に理解と協力を求めています。

(5) 障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児支援の円滑な実施

- サービス及び事業を円滑に提供するため、県、近隣自治体、サービス事業所と連携しながら、利用ニーズ（意向・要望）に対応できる障害福祉サービスの基盤整備（サービス事業所の確保、人材確保など）を進めます。
- 利用者が必要なサービスを適正に利用できるよう、調査員や障害支援区分認定審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と障害者のニーズ（意向・要望）に応じた支給決定に努めます。
- サービス事業所の職員研修の充実を図り、サービスや事業における利用者の権利擁護と安全確保に最大限配慮し、サービス及び事業の質の向上につなげます。
- 障害者総合支援法の改正（平成30年4月1日施行）により、平成30年度から障害福祉サービス等の情報公表制度が創設されます。サービス事業所に対して障害福祉サービスの内容などを都道府県知事に報告し、都道府県知事が報告内容を公表する仕組みです。この制度を障害者本人とその家族に速やかに周知し、良質なサービス選択を促すとともに、サービス事業所自身のサービスの質の向上につなげます。
- すべてのサービス及び事業の利用・提供にあたっては、サービス事業所と連携し、権利擁護制度の適切な利用を促進し、障害者本人の意思決定を尊重するよう努めます。

第4章 第3期障害者計画

第4章 第3期障害者計画

方針1 障害者の暮らしを守る

1-1 地域生活を支える事業と地域活動の充実

[現状と課題]

在宅サービスの充実に向けて、震災以前からの障害者福祉サービス事業所の再開を支援しています。

障害福祉サービス等利用者には相談支援事業所がサービス等利用計画または障害児支援利用計画を作成、それぞれの状況に応じた利用を支援しています。

障害者アンケートでは在宅サービスを「利用したいが、利用していない」は4.0%に留まり、在宅サービスが極端に不足している状況はうかがえません。

きめ細かな支援を行う地域生活支援事業と障害児対象のサービスの充実に向けては、地域活動支援センターや保健師などと連携して適切な支援につなげています。また、福祉健康まつりなどで障害児（者）との交流を行っています。

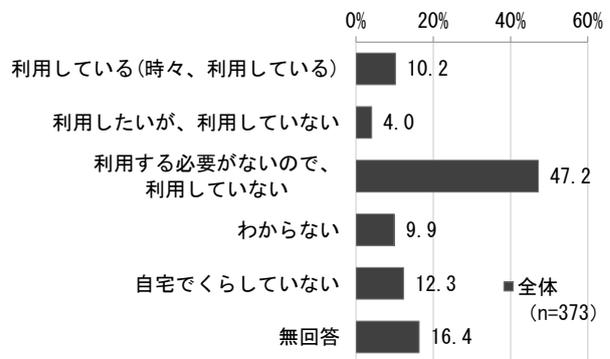
家族介助者の負担軽減については、適宜、相談支援事業所などと連携して適切なサービスの活用を協議しています。レスパイト機能（介助者の負担軽減）を有する日中一時支援を行うサービス事業所は増えており、より利用しやすい環境となっています。

[今後の課題]

全国的な福祉分野の人手不足も影響し、事業を休止する障害福祉サービス事業所が本町でも現れています。家族介助者が高齢化し、レスパイト機能（介助者の負担軽減）の必要性もより高まる今後は、多様なサービスの提供に向けて、引き続き、サービス事業所の誘致を進める必要があります。

また、新しいコミュニティの中で障害者と家族が直面する様々な困りごとにも気軽に頼める地域活動（隣近所、ボランティア）を活発にし、障害者と家族が地域から孤立することを防ぎ、生活の質の向上（QOL）を図ることのできる地域共生社会の推進が必要となります。

図表 障害者アンケート/自宅でのサービス利用状況 (%。nは回答者数)



[事業分類]

① サービス及び事業の充実と適切な利用の推進

- 障害者が希望する障害福祉サービス、障害児支援事業の利用に向けて、また、家族介助者のストレスや心身の疲れを軽減する支援に向けて、町内で実施していないサービス及び事業の実施を町内外のサービス事業所に働きかけます。
障害者の希望や状況に応じて適切な障害福祉サービス、障害児支援事業が利用できるよう、相談支援事業所において「サービス等利用計画」または「障害児支援利用計画」を作成し、計画的な提供を図ります。

② 施設・病院等から地域生活への移行支援

- 施設・病院を退所・退院し、地域居住への移行を希望する障害者がいる場合は、サービス事業所により、地域移行への個別支援、地域の受け入れ体制の調整、緊急対応などの支援を実施します。

③ 地域特性に応じた事業の実施

- 障害者の日中活動の支援に向けて、サービス事業所や関係団体と連携し、地域活動支援センター、日中一時支援、スポーツ・レクリエーション教室を継続します。
- 通院や社会参加のための移動支援事業を継続します。
- 手話通訳や要約筆記などで障害者の意思疎通を支援するため、手話通訳や要約筆記者の派遣、手話奉仕員養成研修事業の早期実施に関係団体と連携して取り組みます。

④ 新しいコミュニティの地域福祉活動の充実

- 困難な課題を抱えている人、支援を必要とする人を早期に発見するよう、社会福祉協議会や町外からのボランティア活動と協力・連携し、新しいコミュニティに町民主体の地域福祉活動の定着を図ります。
- コミュニティで行われる活動（地域行事、学校行事、防災、環境、スポーツなど）に障害者が参加しやすい合理的配慮を普及し、障害者も一緒に行う地域福祉活動を広げます。
- 公的なサービスでは対象とならない障害者への支援を含め、インフォーマルサービス（公的なサービス以外の支援）の普及に向けて、地域活動支援センターや公共施設の運営にボランティアを積極的に活用するなど、あらゆる機会を活用して、地域福祉活動を担う人材の掘り起こしとリーダーの育成を図ります。

1-2 情報提供、相談支援体制の充実

[現状と課題]

情報提供の取り組みとして障害者向けガイドブックを2年ごとに改訂し、障害者手帳所持者に郵送しています。また、ガイドブックを利用して障害者手帳新規交付時に制度の説明なども行っています。

障害者アンケートでは情報内容の満足度が7割強に上り、満足度が平成24年調査から上昇しています。

図表 障害者アンケート／情報の内容のわかりやすさ (%)

	『満足』		『不満』	
	わかりやすかった (満足)	まあまあ、 わかりやすかった (まあまあ満足)	やや、 わかりにくかった (やや不満)	わかりにくかった (不満)
平成24年	14.1	45.9	16.6	11.7
平成29年	20.7	50.7	12.1	8.6

平成27年12月14日に南三陸病院・総合ケアセンター南三陸が開設しました。ここに保健福祉課、地域包括支援センター、子育て支援センター、障害者地域活動支援センター、社会福祉協議会が集約され、保健・医療・福祉の相談支援と情報提供の拠点としての機能を発揮しています。

このほか、歌津総合支所をはじめ、障害及び介護サービス事業所などでの相談支援体制が整いつつあります。

障害者アンケートでは相談体制の満足度が6割半ばであり、平成24年調査と概ね同程度の満足度です。

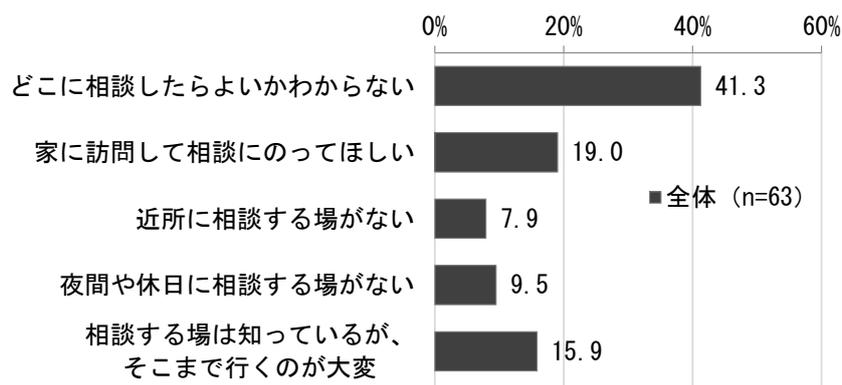
図表 障害者アンケート／町の相談体制の満足度 (%)

	ほぼ満足している	不満がある
平成24年	66.4	19.4
平成29年	64.3	16.9

一方、町の相談体制を「不満」と回答した方のうち、「近所に相談する場がない」の割合は1割未満であり、平成24年調査の2割半ばからは大きく低下しています。

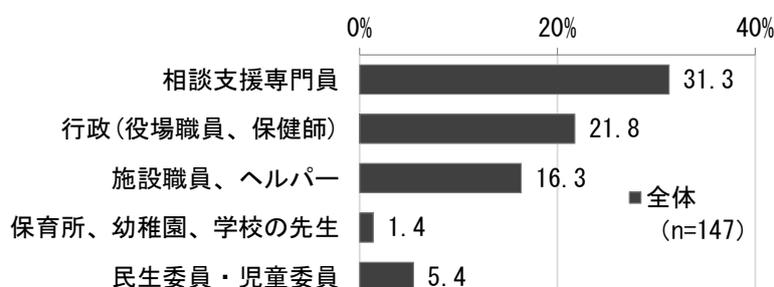
現在の不満の主な理由として「どこに相談したらよいかわからない」を挙げています。

図表 障害者アンケート／相談体制に不満な人の主な理由（%。nは回答者数）



さらに、家族・友人以外の相談相手が「いない」と回答した方のうち、希望する相談相手には「相談支援専門員」を挙げています。

図表 障害者アンケート／相談相手がいない人の希望する相談相手（%。nは回答者数）



[今後の課題]

身近で専門的な相談のできる体制は、難病患者や障害者も期待する施策の上位に挙げています。今後は、かかりつけ医（医療機関）と相談支援の連携強化、迅速かつ的確な情報提供、身近な相談場所の周知をさらに進める必要があります。

本人の病気や障害だけでなく、複雑な家庭環境や経済問題が背景にあるケースも多くなると考えられるため、診察や相談を受ける際、本人の症状や家庭環境を的確に把握する支援技術の向上も求められます。

また、障害者による障害者支援の実施（障害者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助し合うピア・カウンセリングなど）、個別ケース会議や南三陸町障害者自立支援協議会の充実などを関係機関と連携して進めていくことも必要です。

[事業分類]

① 情報提供の充実

- 知りたい情報が知りたい時に障害者とその家族に届くよう、広報や町のホームページのほか、関係機関と連携し、情報の提供を図ります。
- 障害者向けガイドブックを定期的に改訂し、障害者手帳所持者に配付します。次回改訂の際、福祉、年金、各種助成制度（年金・手当の支給、税の優遇措置、交通機関の運賃割引など）の既存内容に加えて、発達障害や難病の説明、権利擁護制度の利用方法、虐待にあたるケースの解説や虐待を受けた際の通報方法、介助や支援の心得など、障害者とその家族が知りたい内容の掲載を検討します。

② 身近で専門的な相談支援体制の充実

- 障害の種別に関係なく、障害者のニーズに適切に対応できる「地域活動支援センター 風の里」の認知度の向上を図ります。また、身近な相談窓口になる活動団体の周知を図ります。
- 町やサービス事業所の相談担当職員や相談支援員の相談技術の向上のため、県や関係機関が主催する研修への積極的な参加及び参加の支援を行います。
- 障害者が高齢者である場合も多いことから、高齢者支援窓口である地域包括支援センターと連携し、障害者と高齢者の相談支援体制の連携強化を図ります。
- 困難事例の際には個別ケース会議を開催し、関係機関と連携して個別対応を図ります。また、個別ケース会議を含む様々な相談事例を集約し、南三陸町障害者自立支援協議会において、より迅速で効果的な支援のあり方を検討します。
- 民生・児童委員、医療・教育・福祉関係者、障害者の家族などを対象に講演や研修を実施し、関係者における病気や障害の知識、法律、制度の理解を深め、障害者が地域で気軽に相談できる機会の拡充に取り組みます。
- 障害者総合支援法に基づく「計画相談支援」、児童福祉法に基づく「障害児相談支援」を実施するサービス事業所の指定及び監督は市町村が行うことから、相談支援給付費に関する業務などが適正かつ円滑に行われるよう、定期的な監査を実施します。

③ 個別支援の充実（顔の見える関係づくりの構築）

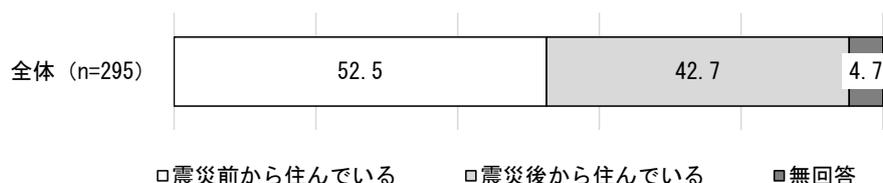
- 障害者や支援を必要とする人の家庭を相談支援員などが訪問し、個々の状況に応じた積極的な個別支援を行います。
- 同じ病気や障害を持つ人や経験した人同士のピア・カウンセリング（障害者同士がお互いに経験や関心を通じて助言・援助し合う活動）、家族介助者同士の交流などが実施できるよう、障害者団体と検討します。

1-3 誰もが暮らしやすい住環境の整備

[現状と課題]

震災からの復興が進む中、障害者アンケートでは、自宅（借家、アパート、町営、仮設、災害公営住宅）で暮らす障害者の4割半ばが「震災後から住んでいる」と回答しており、震災前とは異なる住環境で暮らしている障害者も多いことがわかります。

図表 障害者アンケート／自宅（借家、アパート、町営、仮設、災害公営住宅）の居住歴
（%。nは回答者数）



個人住宅については、ユニバーサルデザイン化（誰もが住みやすい住宅改修）のための住宅改修費助成を継続しており、住宅再建後の申請も増加しています。町役場や復興住宅にもユニバーサルデザインを導入しています。

また、外出時の利便性向上のため、乗合バスの有料化に伴い各種障害者手帳所持者の運賃減免制度を設けるなど、障害を持っていても暮らしやすいコミュニティを目指し、整備を進めています。

障害者が地域で暮らす住まいにグループホームがあります。平成29年4月現在、町内には震災以前からグループホーム1か所があります。

障害者アンケートでは、グループホームで暮らす障害者の5割半ばが今後もグループホームで暮らしたいと考えています。

図表 障害者アンケート／自宅以外の人々の居住希望（%。nは回答者数）

	グループホーム、施設、病院以外で暮らしたい	いまのまま、暮らしたい
グループホーム (n=17)	41.2	52.9
障害者(児)入所施設 (n=24)	20.8	62.5

また、知的障害者、精神障害者の約1割は、近い将来、「グループホームなど」で暮らしたいという希望を持っています。

図表 障害者アンケート／3年先のくらしの希望

単位：％ 網掛：各項目1位 (n=)：回答者数	自宅やアパートで、ひとりでくらす	自宅やアパートで、家族といっしょにくらす	食事や身の回りの世話をする人がいて、仲間5～6人といっしょに共同でくらす (グループホームなど)	施設で介護や食事などの援助をうけながらくらす(施設入所)	その他	想像できない、考えられない	無回答
身体障害者 (n=267)	7.9	42.3	3.0	7.9	3.7	27.3	7.9
知的障害者 (n=74)	4.1	39.2	9.5	14.9	0.0	21.6	10.8
精神障害者 (n=31)	19.4	29.0	9.7	6.5	0.0	29.0	6.5
難病患者 (n=25)	0.0	52.0	0.0	0.0	4.0	36.0	8.0

[今後の課題]

自宅で暮らす障害者の多くは今後も家族と一緒に暮らすことを希望しており、住宅や交通環境などへの期待も大きくなっています。

障害者本人も介助者も高齢化が進む今後は、障害者の「自宅」の希望を叶えるためには、住宅改修の支援のほか、難病患者や障害者でも住居（賃貸を含む）を確保しやすい仕組み、グループホームの誘致、外出時の利便性向上、保健・医療・福祉サービスが重層的に提供される地域包括ケアシステムの充実に取り組む必要があります。

[事業分類]

① ユニバーサルデザインの推進

- 住宅改修費の助成などを継続し、自立支援用具の支給などを支援します。
- 住居の高台移転、公共施設、避難路・避難場所など、復興に向けた施設整備にあたり、段差のない歩道の確保、点字ブロックや音声信号機（視覚障害者用交通信号付加装置）、障害者トイレ、案内サインの設置など、誰もが使いやすい考えを設計段階から導入するユニバーサルデザインの導入を推進します。
- 民間施設の整備におけるユニバーサルデザインの導入が進むよう、企業などへの普及啓発に取り組めます。

② グループホームや住居の確保

- グループホームの新規事業所誘致を推進します。
- 難病患者や障害者でも住居（賃貸を含む）を確保しやすい仕組みを検討します。
- 既存の地域資源の活用を検討します。

③ 移動手段の充実

- 障害者にとってさらに利用しやすい乗合バスのあり方を、利用者や交通事業者とともに検討し、具体的に取り組みます。
- 通院や社会参加のための移動支援事業を継続します。
- 持続可能な地域公共交通体系を構築するための具体的仕組み、施策及び事業を策定し、町民生活の利便性と福祉の向上を目指します。

1-4 保健事業、医療サービスの充実

[現状と課題]

震災後、公立志津川病院の外来機能を仮設プレハブや仮庁舎敷地内の診療所で、入院機能は旧よねやま病院の病棟を借用して再開してきました。各種健診（検診）事業は、当初はアリーナや公民館を会場として実施、その後、仮設保健センターを開設して事業を行ってきました。平成27年12月、公立志津川病院が南三陸病院・総合ケアセンター南三陸として開設し、地域医療と保健福祉の拠点が誕生しました。

南三陸病院は、病院施設を含めた敷地全体が災害時の避難誘導と医療救護の拠点機能を有する施設です。また、地域医療支援システムを導入し、地域医療拠点として近隣の医療機関や訪問看護事業所と連携を図り、町全体で専門的な医療や在宅診療を行う体制を整えています。

障害者アンケートからは、多くの障害者はかかりつけ医を持ち、恒常的に医療を受けている状況がうかがえます。医療で「特に困ったことはない」が多い一方で、17歳以下では「治療を受けることのできる病院が近くにない」や「医師や看護師に症状をうまく伝えられない」がほかの年齢に比べて多くなっています。

図表 障害者アンケート／医療について困った経験や困ること

単位：％ 網掛：各項目1位 (n)：回答者数	通院などを介助してくれる人がいない	治療を受けることのできる病院が近くにない	医師や看護師に症状をうまく伝えられない	病気や治療の仕方、薬などについての十分な説明がない（理解ができない）	障害を理由に治療を断られたり、治療をうけられないことがある	口が開かなくて、歯科の治療がむずかしい	どのようにすれば自分にあった治療を受けられるのかわからない	特に困ったことはない
0～6歳 (n=3)	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3
7～17歳 (n=10)	0.0	50.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	40.0
18～29歳 (n=18)	5.6	27.8	22.2	16.7	5.6	11.1	11.1	50.0
30～39歳 (n=15)	0.0	6.7	26.7	0.0	0.0	0.0	13.3	26.7
40～49歳 (n=32)	0.0	34.4	15.6	3.1	0.0	6.3	15.6	40.6
50～59歳 (n=52)	7.7	19.2	9.6	1.9	3.8	0.0	5.8	42.3
60～64歳 (n=42)	2.4	19.0	7.1	0.0	0.0	0.0	0.0	52.4
65～74歳 (n=71)	7.0	12.7	7.0	2.8	0.0	0.0	2.8	54.9
75歳以上 (n=117)	3.4	19.7	12.0	2.6	3.4	2.6	6.0	43.6

各種健診（検診）事業は、保健センター、地域包括支援センター、子育て支援センターなどが集約された総合ケアセンター南三陸において実施しており、乳幼児からの継続的な発育・発達を把握し、必要な支援につなげています。

障害者の居住環境は概ね把握できており、障害者やその家族の心身の健康維持や健康指導に向けて、検診や健康相談、家庭訪問などを実施しています。

[今後の課題]

医療についての大きな不満はみられませんが、障害者本人にとって治療を受けることのできる病院が地域にないことは極めて重要な問題であることから、関係者全員が難病患者や障害者一人ひとりに寄り添うことを心がけ、障害者本人とその家族により適切な医療を提供していくことが求められます。

障害者やその家族が長期にわたる不自由な暮らしによって情緒不安定に陥り、将来への不安から気持ちが落ち込み、あるいは孤立することが引き続き懸念されます。そのため、民生委員や保健福祉推進員などとも連携し、精神疾患の予防と早期治療に向けて取り組むことが必要です。

実際に手帳交付を受けずに精神疾患で治療している人も多い現状を踏まえ、多様な精神疾患に対応できる保健・医療・介護の連携体制の強化（精神障害にも対応する地域包括ケアシステムの構築）を県と協力して進めていく必要があります。

[事業分類]

① 切れ目のない保健事業の推進

- 乳幼児期から学齢期、青年期、壮年期、高齢期まで、年齢に応じた健康診査や各種検診を継続し、心身の発育や発達、健康状態を把握し、病気や障害の早期発見に取り組みます。
- 保健事業の結果を踏まえ、必要な場合は医療機関と連携して、病気や障害の早期治療につなげます。
- 新しいコミュニティの暮らしや生活環境の変化に伴い、障害者とその家族の心身の健康が損なわれないよう、定期的な検診、健康相談、家庭訪問を継続します。
- 保健師の病気や障害に関する知識と支援技術の向上を図るため、県や関係機関が主催する研修に定期的に参加します。

② 精神疾患の予防と早期治療の推進

- 様々なストレスを要因とする精神疾患の予防と精神疾患の早期発見のため、県、地域、企業などと協力して、精神保健福祉相談の実施、精神疾患に関する正しい知識を学ぶ研修への参加促進を図ります。
- 若年層を中心に精神疾患を含めたメンタルヘルスへの関心を高めるため、学校と連携した健康教育の充実を図ります。
- 未治療者及び医療中断者に対する多職種チームによる早期介入・早期支援を県と連携して実施します。

③地域医療の充実

- 病気や障害の種別に関わりなく、誰もが医療機関や自宅で安心して診療や指導を受けられるよう、南三陸病院・総合ケアセンター南三陸を拠点に専門医療機関などと連携し、地域医療の一層の充実を図ります。
- 障害者が必要な医療を受診できるよう、医療費助成（心身障害者医療費助成など）を継続するとともに、助成制度の一層の周知、医療機関が対象者に助成制度活用を働きかけるための情報提供を図ります。

1-5 地域安全対策の推進

[現状と課題]

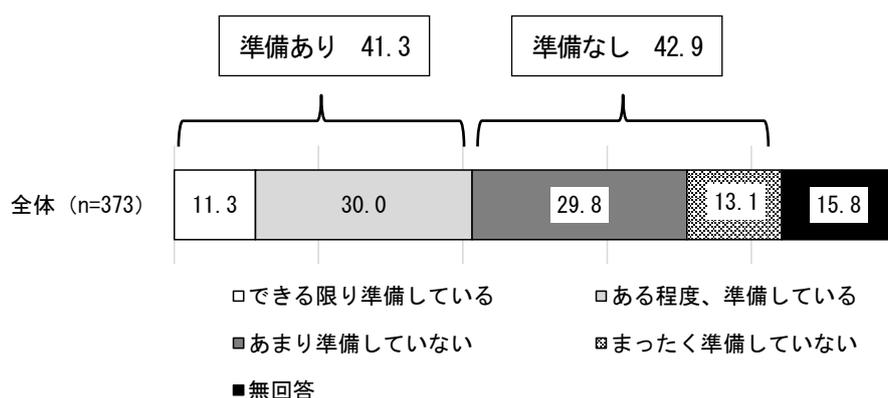
復興とともに形成される新しいコミュニティに合わせ、地域安全対策の再構築を進めています。特に避難支援体制については、災害で避難する時、周りから支援をうけるために事前に登録する制度（災害時避難行動要支援者情報登録制度）の普及に力を入れており、民生委員などを通じて緊急時に支援の必要な障害者に登録を働きかけています。

避難生活において特に配慮の必要な人のための福祉避難所は、震災以前から結んでいた福祉避難所協定を再締結するとともに、新たな体制を検討しています。

障害者の暮らしを守る交通事故の防止、犯罪被害や消費者被害の防止についても、地域や関係機関と協力して取り組んでいます。

障害者アンケートからは、震災からの時間の経過とともに災害に備える意識が低下していると考えられます。

図表 障害者アンケート／災害に備えた準備（％。nは回答者数）



また、災害時避難行動要支援者情報登録制度に登録していない人の登録意向は3割ですが、「わからない」と回答した割合が5割半ばに上ります。

図表 障害者アンケート／登録制度に登録していない人の意向（％。nは回答者数）



[今後の課題]

災害に備える意識啓発は全町民に向けて取り組む必要がありますが、特に病気や障害の特性によって避難が難しい場合や、人とのコミュニケーションが難しい場合もあることから、一人ひとりの特性を踏まえた準備を障害者本人とその家族、親戚、友人、隣近所を含めて、意識啓発していく必要があります。

また、「災害時避難行動要支援者情報登録制度」への登録を、まずは登録意思のある人から進めていくことが必要です。

新しいコミュニティにおいて、日常的な交流機会を増やし、お互いを知ることから、障害者を守る地域安全対策を進めていくことが求められます。

[事業分類]

① 災害に備えた支援体制の整備

- 震災のことを忘れずに、一人ひとりの特性を踏まえた準備の大切さを関係機関と協力して啓発します。
- 避難行動要支援者台帳の情報更新と、避難支援の必要な難病患者や障害者の台帳登録の呼びかけを進めます。
- 要配慮者（避難などで特段の配慮を要する状態の人）を支援する体制の強化に向けて、新しいコミュニティに適した消防団（非常備消防）と自主防災組織の再構築を引き続き進めます。また、新しいコミュニティの防災訓練には難病患者や障害者もできる限り参加し、当事者の視点を訓練方法や防災対策に反映するよう働きかけます。
- 要配慮者（避難などで特段の配慮を要する状態の人）のための福祉避難所としての協定締結を、引き続き要請していきます。

② 地域安全対策の推進

- 障害者団体などとも協力し、地域安全対策に難病患者や障害者の視点を取り入れていきます。
- 交通事故防止のため、歩道などのユニバーサルデザイン化と交通安全施設の整備とともに、関係機関との連携を図り、交通安全教室などを通じての交通安全意識の啓発に努めます。
- 地域住民による見守り活動の活性化や、身近な相談体制を一層周知することにより、障害者とその家族の犯罪被害の未然防止と早期解決を図ります。
- 犯罪から障害者とその家族を守るため、消費生活に関する知識の普及、定期的な情報提供、消費生活相談窓口の周知を図ります。

方針2 障害者の成長と活動を支える

2-1 病気や障害の理解促進、人権尊重の推進

[現状と課題]

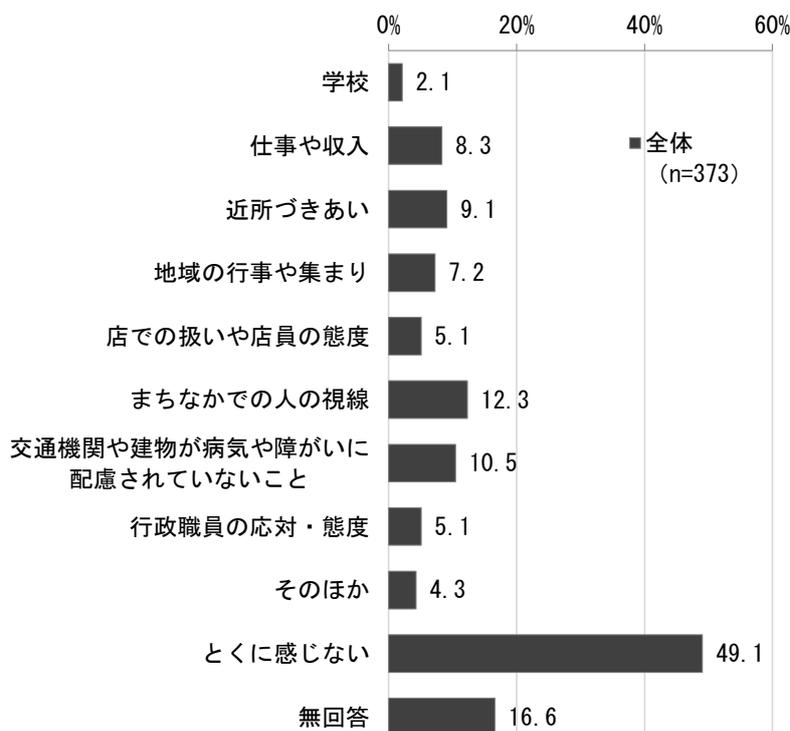
本町では共生社会の基盤として、あらゆる場面での差別や偏見をなくし、病気や障害があっても暮らしやすいまちを進めるため、保育所や学校における人権の花運動や人権教育の実施、福祉健康まつりや研修会における啓発、相互理解に向けた交流などを関係機関と連携して行っています。

町職員には定期研修を行い、病気や障害の正しい理解と適切な対応に取り組んでいます。平成29年度には障害者差別解消法の施行に伴う対応要領を策定します。

障害者の権利を守る制度の認知度向上のため、南三陸町障害者自立支援協議会、相談支援事業所、地域包括支援センターと連携して、障害者本人や家族に成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもりーぶ）の周知と適切な利用を促しています。障害者手帳交付時に渡す障害者向けガイドブックにも制度説明を記載しています。障害者の虐待防止に向けては県の関連情報を関係機関やサービス事業所に随時提供し、注意喚起を行っています。

障害者アンケートによると、障害者が差別や偏見を感じる場面は「とくに感じない」が多い一方、「まちなかでの人の視線」や「交通機関や建物が障害者の利用に配慮されていない」と感じる人もいます。

図表 障害者アンケート／差別や偏見を感じる場面（%。nは回答者数）



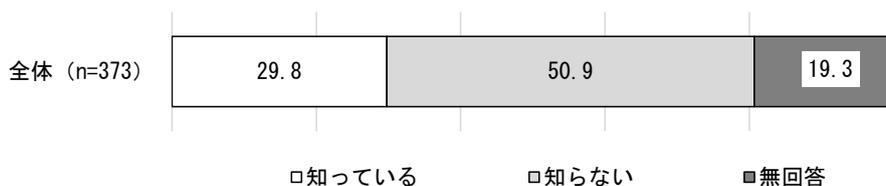
そして、「とくに感じない」の割合は、平成 24 年調査 50.2%、今回調査 49.1%となっています。
このことから、障害への理解や普及に即効性のある対策はなく、時間をかけて地道な活動が必要であることがうかがえます。

図表 障害者アンケート／差別や偏見を感じる場面 (%)

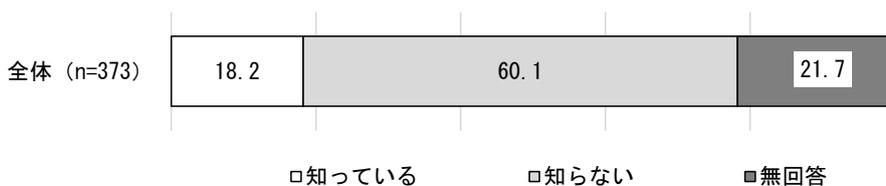
	1 位	2 位	3 位
平成 24 年	とくに感じない 50.2	交通機関や建物が障害者の利用に配慮されていないこと 11.6	仕事や収入 10.7
平成 29 年	とくに感じない 49.1	まちなかでの人の視線 12.3	交通機関や建物が障害者の利用に配慮されていないこと 10.5

また、成年後見制度の認知度は約 3 割、日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の認知度は 2 割弱であり、権利擁護制度の認知度もなかなか高まりません。

図表 障害者アンケート／成年後見制度の認知度 (%。nは回答者数)



図表 障害者アンケート／日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の認知度 (%。nは回答者数)



[今後の課題]

新しいコミュニティが形成される中で障害への差別や偏見をなくすためには、障害者本人やその家族が社会と積極的に関わろうとする意思を持ち、また、その気持ちを周囲が理解し、コミュニティにおける合理的配慮の浸透（障害者差別解消法の普及）を進め、実際に交流する機会を増やすことが重要になります。

外見から判断できない病気や障害への理解は特に難しいことから、子どもから高齢者まで、あらゆる機会を通じて、すべての町民に病気や障害への理解を周知していくことが引き続き必要です。

今後の超高齢社会に備え、高齢やひとり暮らしの障害者を中心に権利擁護制度や日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の一層の周知を図ること、生活支援員や後見人などの事業を担う人材の養成、家庭やサービス事業所における虐待防止の徹底も必要になります。

[事業分類]

① 病気や障害の正しい理解の普及

- 障害者及び家族向けのフォーラムや研修会、民生委員や保健福祉推進員への研修会、学校・町社協などで行う福祉健康まつりなどの機会を通じ、町民の病気や障害の正しい理解、特に外見から判断できない病気や障害についての理解を深めていきます。
- 保育所、幼稚園、学校を通じて、他者を尊重する心の育成と、病気や障害への差別や偏見をしないよう、幼児、児童生徒への保育・教育と、保護者への働きかけを行います。
- 障害に対する直接的・間接的な差別の要因を取り除くため、町職員の障害への配慮の徹底、差別を受けた場合の相談体制、障害者雇用のための企業啓発、外出の際の不便さの改善などを、県や関係機関と連携して進めます。

② 相互理解に向けた交流の促進

- 社会生活における差別や偏見をなくし、障害への正しい理解を深めるために、地域におけるあらゆる活動（地域行事、学校行事、福祉、防災、環境、スポーツなど）に障害者が参加できるよう、主催団体の理解を深めるとともに、障害者の参加しやすい環境づくりを行います。
- 障害者団体などと協力し、障害者やその家族が地域で行われる各種活動への積極的な参加を促すとともに、参加に必要な支援を行います。

③ 障害者の権利擁護と虐待防止の推進

- 判断能力が不十分な障害者の権利と財産を守るため、障害者本人やその家族、関係機関に対する広報、説明会、研修などを通じて、自己選択・自己決定を保障する成年後見制度と日常生活自立支援事業（まもり一歩）の一層の周知を図ります。特に、権利擁護事業などを必要な人に対して、利用促進につながるよう、関係機関と連携して働きかけていきます。
- 障害者に対する差別解消と虐待防止に向けて、法律の趣旨及び内容について、関係機関、サービス事業所、町民への周知を図ります。

④ 選挙における配慮

- 町民のそれぞれの特性に応じた選挙に関する情報提供の充実に努めるほか、移動に困難を抱える町民に配慮した投票所における投票環境の向上に努めます。

2-2 障害児の成長を支える保健・保育・教育の充実

[現状と課題]

乳幼児の定期健診（2ヶ月、3～4ヶ月、6～7ヶ月、8～9ヶ月、1歳6ヶ月、2歳6ヶ月、3歳児）を実施し、乳幼児の発達や発育を継続的に把握し、必要に応じて医療機関につなげており、病気や障害の予防と早期発見に取り組んでいます。保護者に対しては、発達、病気、障害に関する情報提供と個別相談を行い、子どもの成長に応じた発達や障害の特性への知識の普及に努めています。

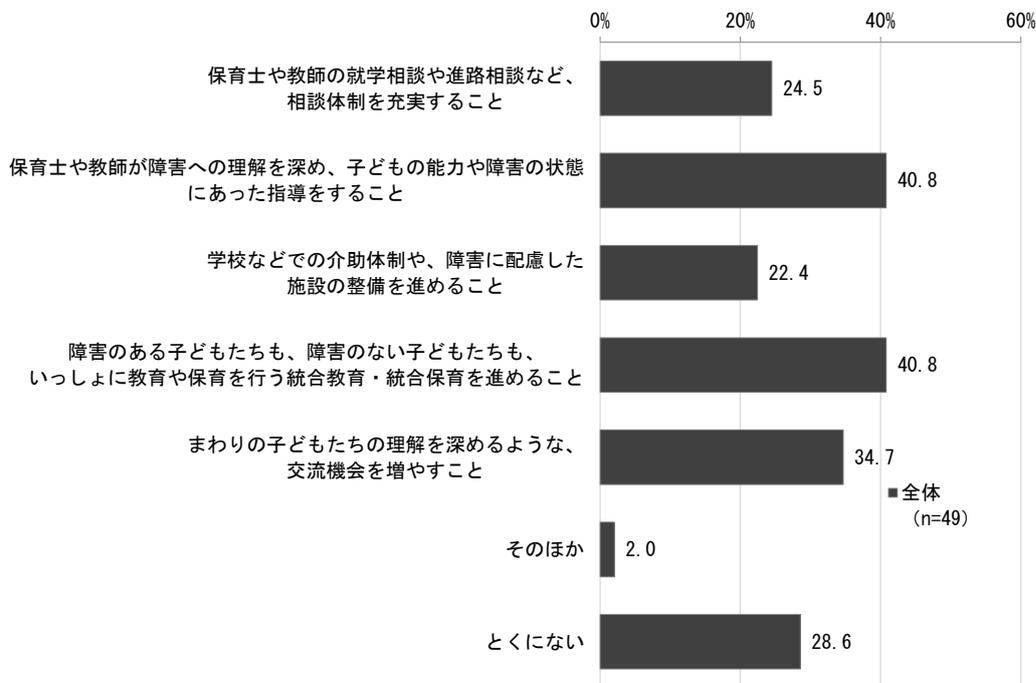
乳幼児期の障害児支援として、保育所と幼稚園での受け入れ、児童発達支援、放課後等デイサービスを実施しています。

障害児の教育は、各小・中学校の特別支援コーディネーターを中心に一人ひとりの個別指導計画に基づいた授業を進め、児童生徒の特性に応じた指導を行っています。通常学級に特別支援員を配置し、軽度の発達障害児を含め、きめ細やかな支援を行っています。

平成29年度に小学校1校が県の「共に学ぶ教育推進モデル事業」の対象校となり、障害のある子、ない子が一緒に取り組む学習と活動を実践し、お互いに認め合う、高め合う“共に学ぶ”姿が多くみられました。

障害者アンケート（障害児の保護者回答）では、保育所、幼稚園、学校に対し、「保育士や教師が障害への理解を深め、子どもの能力や障害の状態にあった指導」「障害のある子どもたちも、障害のない子どもたちも、いっしょに教育や保育を行う統合教育・統合保育」を期待しています。

図表 障害者アンケート／保育所、幼稚園、学校への期待（%。nは回答者数）



[今後の課題]

発達に遅れのある子どもについて、保育所、学校、サービス事業所、医療機関などと連携し、一人ひとりの特性や家庭環境に応じた支援体制を構築しています。

近年は全国的に発達障害の疑いのある子どもが増えており、本町で把握している発達障害の疑いのある子どもの人数以上にいることも考えられます。今後は、支援の必要な子どもの増加や復興に伴う家庭環境の変化を十分に踏まえ、障害児支援体制の一層の充実に取り組む必要があります。

保育所、幼稚園、学校において、「共に学ぶ教育推進モデル事業」のノウハウを活かした独自の保育及び教育を進める必要があります。

[事業分類]

① 発達にかかる早期発見と早期支援の実施

- 乳幼児期における疾病の予防と早期発見に向けて、定期的な健康診査の受診を促すとともに、健康教育、健康相談、保健指導を引き続き実施します。
- 子どもの成長に応じた発達や障害の特性などの理解が深まるよう、あらゆる機会を活用し、保護者への的確な情報提供と個別相談を実施します。
- 保健師などによる幼児期からの相談支援体制の充実とともに、関係機関と連携し、適切な支援を行います。
- 南三陸病院、圏域医療機関、石巻赤十字病院などの高度専門医療との連携を図り、発達に遅れのある子どもの障害の固定化と重度化を防ぐための医療や支援を実施します。

② ライフステージで分断されることのない一貫した支援の推進

- 町内で統一した個別支援計画様式を活用し、各サービスや教育の節目ごとに指導目標や支援方法の引継ぎを確実にを行い、乳幼児期、学齢期から卒業後の生活への円滑な移行を支援します。
- 幅広い世代の保護者同士の交流を深める多様な機会の拡充に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

■参考：個別の支援計画

コミュニケーションや言語の発達、就学や進路などに悩んでいる障害児一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で、乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫した的確な支援を行うものです。

この支援は、教育、医療、保健、福祉、労働などの様々な側面からの取り組みが必要であり、関係機関との密接な協力・連携を確保することが不可欠です。

③ 障害児保育・放課後支援等の日中活動の充実

- 集団保育が可能な障害児の保育を必要に応じて保育所で実施するとともに、保育士の技術研修と適正配置を継続します。
- 障害などのある子どもの放課後等デイサービス、日中活動の場の充実に努め、地域の同世代の子ども同士、障害者（大人）との交流などを通じて、障害児の心身の成長を支援します。

④ 特別支援教育の充実

- 保育所、幼稚園、学校において、障害のある子、ない子が一緒に取り組む『統合教育・統合保育』（インクルーシブ教育システム）を基本に、「共に学ぶ教育推進モデル事業」のノウハウを活かした独自の保育及び教育を進めます。
- 小・中学校の教職員の障害全般にわたる正しい理解と支援技術の向上のため、県や関係機関が開催する研修への参加、保育所や他校との情報交換、事例研究などに学校全体で計画的に取り組めます。
- 自閉症スペクトラム障害、学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症（HA）などを含め、児童生徒一人ひとりの特性や発達に応じて適切に対応するため、保護者の理解と協力を得ながら、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で支援する体制づくりを進めます。
- 義務教育終了後の就学や就労先の紹介や相談に関し、関係機関との連携を強化します。

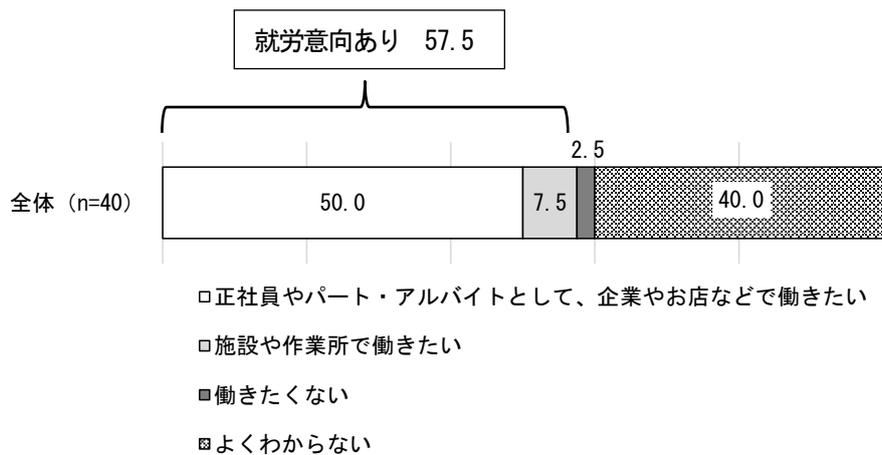
2-3 障害者の自己実現を応援する環境づくり

[現状と課題]

平成 29 年 4 月現在、障害者の創作活動や生産活動の場となる地域活動支援センターは町内に 1 か所あり、本町からは清掃事業などの委託を行い、センターの活動を支援しています。

障害者アンケートでは、これから学校を卒業する人の就労意向が 5 割半ばと高くなっています(図)。また、増加している精神障害者の不安は「十分な収入がないこと」が 4 割強です。

図表 障害者アンケート／学校を卒業する人の卒業時の就労意向 (%。n は回答者数)



障害者の地域活動への参加を応援するため、障害者団体に活動費用の補助を実施しています。また、障害者や高齢者が気軽に集まれる場所として、(仮称)地域支えあいモールを平成 30 年度開設予定で進めています。

平成 29 年度現在、障害者スポーツ大会は再開できていませんが、障害者アンケートでみると、若い人の「地域の祭り、年中行事」などへの参加意向が高くなっています。

図表 障害者アンケート／参加したい地域活動

単位：% 網掛：各項目 1 位 (n=)：回答者数	運動 スポーツ	音楽 芸術	教養 技能	趣味 習いごと	地域の祭 り、年中行 事	参加した いと思わ ない
0～6 歳 (n=3)	33.3	33.3	0.0	33.3	100.0	0.0
7～17 歳 (n=10)	10.0	20.0	0.0	20.0	40.0	40.0
18～29 歳 (n=18)	27.8	16.7	0.0	27.8	38.9	27.8
30～39 歳 (n=15)	13.3	6.7	0.0	6.7	20.0	40.0
40～49 歳 (n=32)	9.4	15.6	0.0	6.3	18.8	53.1
50～59 歳 (n=52)	5.8	5.8	3.8	13.5	17.3	44.2
60～64 歳 (n=42)	9.5	9.5	4.8	16.7	7.1	64.3
65～74 歳 (n=71)	7.0	7.0	4.2	15.5	14.1	46.5
75 歳以上 (n=117)	5.1	3.4	2.6	10.3	8.5	53.8

[今後の課題]

町内及び近隣の企業も再建途上であり、障害者の一般就労は極めて厳しい状況が続いていますが、障害者雇用に関する先進事例も参考にしながら、障害者の就労意欲を後押しする取り組みを一步一步進めていくことが求められます。

障害者が地域で活動するため、(仮称) 地域支えあいモールを拠点に、関係団体と協力して交流や活動の場を広げていくことが期待されます。また、地域行事やイベントに障害者(特に子ども)が参加しやすい工夫、コミュニティにおける合理的配慮の浸透(障害者差別解消法の普及)を進めることも大切です。

[事業分類]

① 多様な働き方の支援

- 地域活動支援センターの充実に向けて、サービス事業所と連携して受注業務の拡大に取り組みます。また、町役場からの委託業務の拡大を検討します。
- 一般就労が困難な障害者の日中活動の場の確保に向けて、就労支援継続のサービス事業所誘致を図ります。
- 障害者の活躍の場を広げるため、復興支援を含めて新たに進出してくる団体や機関における障害者雇用の協力要請、障害者や高齢者が一緒に働ける場の創出などに関係機関と連携して取り組みます。
- 学校卒業後の就労に向けて、在学中の障害児の実習を継続的に受け入れてもらえる事業所の増加に関係機関と連携して取り組みます。

② 障害者の一般就労を促進する環境づくり

- 雇用の促進に向けて、雇用を支援する各種制度を町内の企業や関係機関に広く周知するとともに、障害者試行雇用事業や実習の受け入れ、ジョブコーチの確保を働きかけます。
- 南三陸町役場、南三陸町教育委員会における障害者の法定雇用率の達成に努めます。
- 障害者の就業支援に向けて、就労意欲のある障害者に対する企業情報の提供や就労のためのスキルアップなどに関係機関と連携して取り組みます。
- 障害者就業・生活支援センターかなえの事業を障害者に周知し、就職に向けた準備支援(職業準備訓練、職場実習のあっせん)、就職活動の支援、在職中の障害者が抱える課題に応じた職場定着への支援の積極的な利活用を働きかけます。
- ハローワーク、関係団体、学校などで障害者雇用に関する企業情報の共有化を進めます。
- 地元企業に対する特例子会社の設立への働きかけ、町内に就労移行支援や就労継続支援の新規サービス事業所誘致を推進します。

■参考：雇用を支援する各種制度

障害者試行雇用事業 (トライアル雇用)	就職を希望する障害者を一定期間試行的に雇用し、その後の常用雇用への移行へのきっかけ作りとして実務能力向上に向けた取り組みを行う事業主に対して助成する制度。
ジョブコーチ (職場適応援助者)	障害者が職場に適応できるよう、雇用前から雇用後に至るまで障害者・事業主などの要請に基づき、職場にジョブコーチを派遣し、マンツーマンでのきめ細やかな人的支援を行うとともに、企業内の雇用管理体制の整備を支援する制度。
職親制度 (精神障害者社会適応訓練事業)	回復途上にある通院中の精神障害者を精神保健に理解のある職親に委託し、一定期間各種の作業訓練を受けさせつつ生活指導を行い、精神障害者の社会復帰の促進を図る制度。
障害者雇用納付金制度	障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、作業施設や設備の改善、特別の雇用管理等が必要となるなど障害のない人の雇用に比べて一定の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため、事業主の共同拠出による納付金制度。

③ 障害者の経済的自立を応援する物品等の調達

- 本町の調達方針を毎年度策定し、町ホームページなどにおいて、広く町民に周知するよう努めます。
- 障害者の経済的自立を進めるため、障害者就労施設などからの物品などを積極的に購入・発注するよう、関係機関と連携して企業や組織に働きかけます。

④ 障害者が参加しやすい地域活動の環境づくり

- 障害者が地域に参加する機会を広げていくため、(仮称)地域支えあいモールを拠点にした様々な交流や活動を障害者団体や関係機関と連携して取り組みます。
- 新しいコミュニティの中で障害者が地域で活動する機会を広げるため、事例などを参考に、地域行事、イベント、各種講座、スポーツに障害者(特に子ども)が参加しやすい工夫や社会生活における合理的配慮の普及を、障害者団体や関係機関と連携して取り組みます。
- 2019年ラグビーワールドカップ日本大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、プロスポーツ選手・チームのボランティアなどをきっかけとして、関係団体と連携して、スポーツ・レクリエーション教室の充実や障害者スポーツ(パラスポーツ)の普及を進めます。
- 障害者一人ひとりの個性を活かした社会参加を促進するため、障害者の文化芸術活動を支援します。

■参考：内閣府「合理的配慮等具体例データ集」（全般）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/index.html>

○ 代表的な合理的配慮	× 不当な差別的取扱い
<ol style="list-style-type: none"> 1. 困っていると思われるときは、まずは声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する 2. 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする 3. 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする 4. 筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション手段を用いる 5. 意思疎通のために絵や写真カード、ICT 機器（タブレット端末等）等を活用する 6. 入学試験において、別室受験、時間延長、読み上げ機能等の使用を許可する 7. 支援員等の教室への入室や授業・試験でのパソコン入力支援等を許可する 8. 取引、相談等の手段を、非対面の手段を含めて複数用意する 9. 精算時に金額を示す際は、金額がわかるようにレジスター又は電卓の表示板を見やすいように向ける、紙等を書く、絵カードを活用する等して示すようにする 10. お金を渡す際に、紙幣と貨幣に分け、種類毎に直接手に渡す 11. 重症心身障害や医療的ケアが必要な方は、体温調整ができないことも多いので、急な温度変化を避ける配慮を行う 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害を理由に窓口対応を拒否する 2. 障害を理由に対応の順序を後回しにする 3. 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む 4. 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む 5. 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする 6. 「障害者不可」「障害者お断り」と表示・広告する 7. 試験等において合理的配慮を受けたことを理由に、試験結果を評価対象から除外したり、評価に差をつける 8. 本人を無視して、介助者・支援者や付き添い者のみに話しかける

第5章 第6期障害福祉計画

第5章 第6期障害福祉計画

第1節 障害福祉計画について

1 障害福祉計画について

本計画は、本町の障害者が、生涯を通じて自立した生活を送ることができ、地域生活での支援や一般就労への支援、相談支援等のサービス提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

第6期障害福祉計画では、第5期（平成30年度（2018）から令和2年度（2020））に係る各年度のサービス見込み量についての点検・評価を行い、その結果を踏まえて内容を見直し、令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの計画を定めます。

なお、市町村が第6期障害福祉計画を作成するにあたり、直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ改正された国が示す基本指針の内容は以下のとおりです。

◎ 基本的理念に係る事項の見直し

① 入所等から地域生活への移行について

常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続できるような障害福祉サービス提供体制を確保する。

② 地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや柔軟なサービスの確保に取組、地域の実態を踏まえながら包括的な支援体制の構築に取り組む。

③ 福祉人材の確保について【新規】

障害福祉サービスを担う人材確保のため、研修の実施や働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組む。

④ 社会参加について【新規】

特に障害者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る。（「障害者活躍推進プラン」との関係）

◎ 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 訪問系サービス、日中活動系サービスの保障

全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。また、希望する障害者等に日中活動系サービスの提供を保障する。

② グループホーム等の充実、地域生活支援拠点の整備・機能充実

地域における居住の場として、グループホームの充実を図る。また、地域生活支援拠点の整備と必要な機能の充実を図る。

③ 依存症対策の推進【新規】

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実や、アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する。

◎ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 相談支援体制について

相談支援体制について検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実を図るとともに、関係機関との連携に努める。基幹相談支援センターの設置を検討する。

② 発達障害者等に対する支援について【一部新規】

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障害の診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨を記載する。

◎ 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標の設定

(令和5年度末の目標)

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数：令和元年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数：令和元年度末施設入所者数の1.6%以上削減

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数・316日以上【新規】
- 精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- 精神病床における早期退院率・入院後3か月時点の退院率：69%以上

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上運用状況を検証及び検討すること

④ 福祉施設から一般就労への移行等

- 令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた移行者数
- 就労定着支援事業利用者：一般就労移行者のうち、7割以上の利用【新規】
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所：7割以上

⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新規】

- 各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

- 各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

第2節 第6期計画における成果目標の設定

1 施設入所者の地域生活への移行

本町では、本人の自己決定を尊重し、その家族など関係者の理解や支援等も得ながら、国の基本指針に基づき、施設入所者の地域生活への移行を目指します。

また、地域移行にあたっては、各サービス提供事業所と連携して地域生活の基盤整備に努めます。

図表 施設入所者の地域生活への移行

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和元年度（2019）末の施設入所者数（A）	30人	・令和元年度（2019）末時点の施設入所者数
令和5年度（2023）末の施設入所者数（B）	29人	・令和5年度（2023）末時点の利用見込み人員
【目標値】 施設入所者の削減見込（A-B）	1人 (3.3%)	・令和元年度（2019）末の施設入所者数から1.6%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	2人 (6.7%)	・令和元年度（2019）末の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(1) 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

精神障害者に対する包括的な支援を行えるようにするため、保健・医療・福祉・介護関係者による協議の場を設置します。

図表 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	1か所	・住民に最も身近な基礎的自治体である市町村が中心となり、当事者及び保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、令和5年度（2023）末までにすべての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置することを原則として設定
【目標値】 開催回数	3回	
【目標値】 保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	3人	
【目標値】 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	3回	

(2) 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

長期入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制を整備することによって地域生活への移行が可能であると考えられます。

計画期間においては、次のとおり精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用を見込みます。

図表 精神障害者における障害福祉サービス種別の利用

項目	数値	国の指針による考え方
【目標値】 精神障害者の 地域移行支援利用者数	1人	<ul style="list-style-type: none"> 現に利用している精神障害者の数、精神障害者等のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
【目標値】 精神障害者の 地域定着支援利用者数	1人	
【目標値】 精神障害者の 地域共同生活援助利用者数	1人	
【目標値】 精神障害者の 自立生活支援利用者数	1人	

3 地域生活支援拠点等の整備

本町ではこれまで、各事業で機能を分担する「面的拠点」という考えの下、既存のグループホームや生活介護、相談支援等を活用しながら、地域における居住支援を進めてきました。

そのため、引き続き地域の状況を把握したうえで、相談、体験の機会や場の設置、緊急時の受け入れ、専門性を有する対応や人員の確保、地域の体制づくり等、各種サービスの機能を有機的に連携させた整備について検討していくこととします。

図表 地域生活支援拠点等の整備

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 整備	1か所	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度(2023)末までに、各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、その機能の充実のために年1回以上運用状況を検証及び検討する
【目標値】 運用状況の検証・検討	年1回以上	

4 福祉施設からの一般就労移行

一般就労への移行にあたっては、相談支援やサービス提供事業所等とともに、一般就労への不安解消に努め、ハローワーク、県及び関係機関と連携を図りながら、本町の現況に即した一般就労への移行及び職場定着を進めます。

(1) 福祉施設から一般就労への移行者数

図表 福祉施設から一般就労への移行者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和元年度（2019）の一般就労移行者数	2人	・令和元年度（2019）に一般就労した者の数
【目標値】 令和5年度（2023）末の一般就労移行者数	3人	・令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）実績の1.27倍以上

(2) 就労移行支援事業による一般就労への移行

図表 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和元年度（2019）末の就労移行支援事業の利用者数	2人	・令和元年度（2019）末において就労移行支援事業所を利用した者の数
【目標値】 令和5年度（2023）末の就労移行支援事業の利用者数	3人	・令和5年度（2023）末までに令和元年度（2019）実績の1.3倍以上

(3) 就労継続支援事業による一般就労への移行

図表 就労継続支援事業の利用者数

項目	数値	国の基本指針による考え方
令和5年度（2023）末の就労継続支援事業の利用者数	A型事業 1人 B型事業 1人	・就労継続支援事業の事業目的等鑑み、就労継続支援A型事業については、令和元年度（2019）の一般就労への移行実績の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については、令和元年度（2019）の一般就労への移行実績の1.23倍以上

(4) 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

図表 就労定着支援事業利用者数及び就労定着率

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 令和5年度(2023)末の 就労定着支援事業 利用者数	1人	・令和5年度(2023)末において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した人の7割以上
【目標値】 令和5年度(2023)末の 就労定着率8割以上の 事業所数	1事業所	・令和5年度(2023)末までに全体の7割以上とすること

5 相談支援体制の充実・強化等

本町において、相談支援体制を充実・強化するため、基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保します。

(1) 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

図表 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 基幹相談支援センターにおける総合的・専門的な相談支援の実施	実施	・令和5年度(2023)末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

(2) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する相談支援体制の強化

図表 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する相談支援体制の強化

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 専門的な指導・助言件数	1,574件	・令和5年度(2023)末までに、各市町村又は各圏域において、基本指針に掲げる相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保
【目標値】 人材育成の支援件数	2件	
【目標値】 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	3回	

6 障害福祉サービス等の質の向上のための体制の構築

本町の障害福祉サービス等の利用状況の把握・検証を行うとともに、「請求の過誤をなくすための取組」や適正な運営を行っている事業所を確保していくこと等により、障害福祉サービス等の質の向上のための体制を構築します。

また、令和5年度（2023）末までに、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用や障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係自治体等との共有を行います。

（1）障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数

図表 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数

項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 サービスの質の向上を図るための体制	有	・令和5年度（2023）末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 障害福祉サービス等に係る各種研修その他の研修への町職員の参加人数	2人	

（2）障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

図表 障害者自立支援審査支払等システムによる関係自治体等との共有

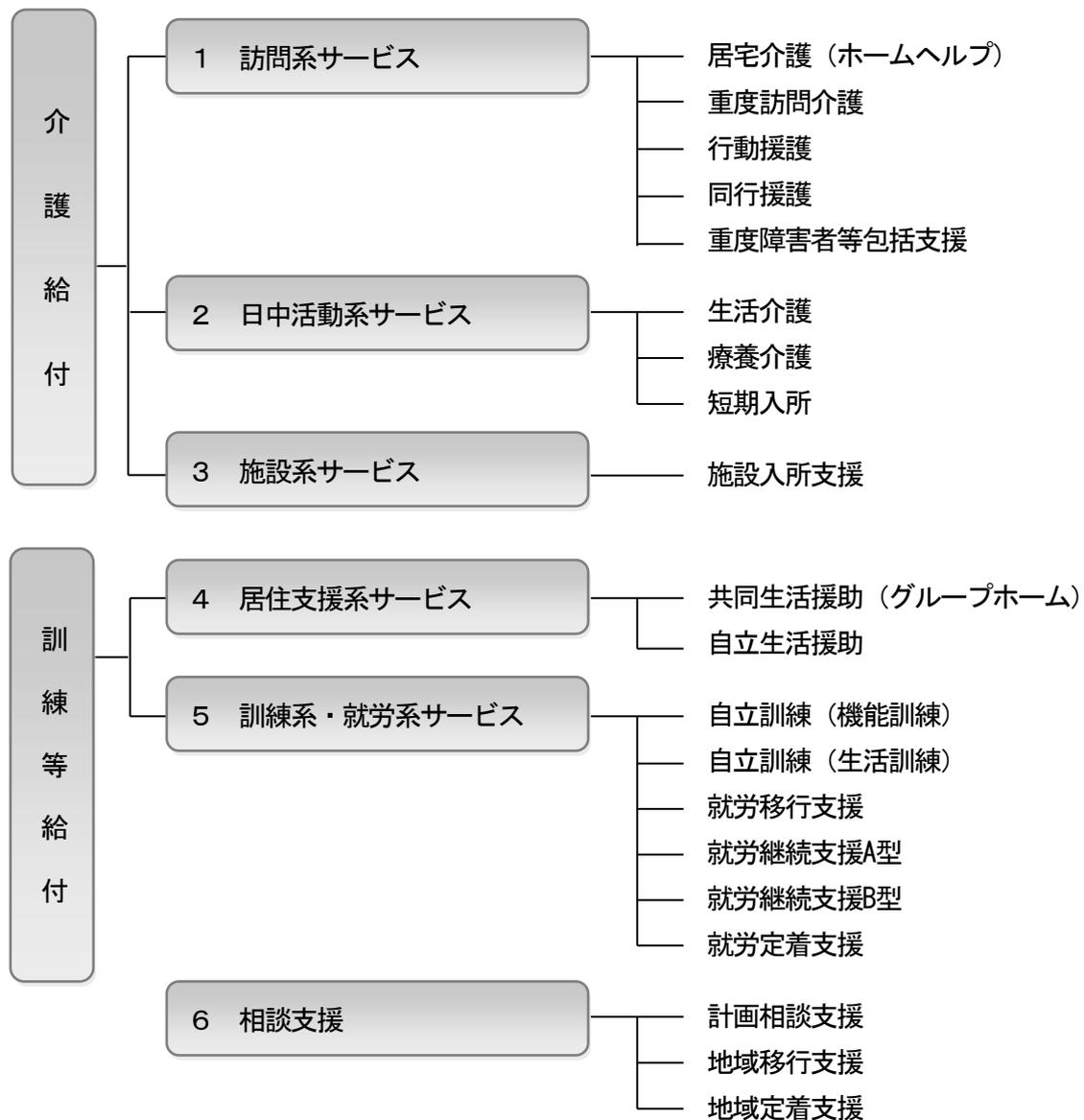
項目	数値	国の基本指針による考え方
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有する体制の有無	有	・令和5年度（2023）末までに、基本指針に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築
【目標値】 審査結果の分析結果を事業所及び関係自治体等と共有した実施回数	2回	

第3節 計画期間におけるサービスの見込み量

本町は、令和5年度（2023）の目標値の実現と障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業の円滑な提供に向けて、地域の実情やサービス利用状況、新たなサービス対象者等を勘案しつつ、計画期間における適切なサービス提供量を見込み、その確保に努めていきます。

なお、障害福祉サービスは、大きく「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「施設系サービス」、「居住支援系サービス」、「訓練系・就労系サービス」、「相談支援」の6つに分けることができます。

図表 障害福祉サービスの体系



1 訪問系サービスの見込み量

[サービス概要]

事業名	内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害者などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期においては、令和2年度（2020）における1か月の平均利用時間が、1人当たり4.3時間となっており、平均利用時間は減少していますが、利用者数は増加しています。

[見込み量の設定]

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、増加傾向にあることから、平成30年度（2018）から令和2年度（2020）の実績数に毎年5%の増加を見込んで算定します。
- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「延時間/月」見込みについては、「実人/月」に平成30年度（2018）から令和2年度（2020）「平均利用時間」（4.6時間）を掛けて算定します。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	利用人数 (実人/月)	12	15	15	16	17	18
	利用時間数 (延時間/月)	64	63	64	74	78	83
平均利用時間（時間/人）		5.3	4.2	4.3	4.6	4.6	4.6

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 在宅での自立した生活を支えるサービスとして多様なニーズが想定されるため、障害特性に応じた人材の育成等、サービスの質の向上に努めながら、利用促進を図ります。

2 日中活動系サービスの見込み量

(1) 生活介護

[サービス概要]

事業名	内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用状況は、利用者が65人で一定しており、利用日数についても、概ね横ばいの状況です。

[見込み量の設定]

- 令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの「実人/月」見込みについては、第5期の利用実績から65人とします。
- 令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの「延人日/月」見込みについては、第5期の利用実績から「実人/月」に「平均利用日数」(19.3日)を掛けて算定します。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
生活介護	利用人数(実人/月)	65	65	65	65	65	65
	利用日数(延人日/月)	1,255	1,249	1,250	1,255	1,255	1,255
平均利用日数(日/人)		19.3	19.2	19.2	19.3	19.3	19.3

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 今後も日中活動の場の確保、充実を図るために、サービス提供事業所と連携し、利用者のニーズに対応した質の高いサービスが提供できるよう人材の確保と質の高いサービス提供への支援に取り組みます。

(2) 療養介護

[サービス概要]

事業名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関での機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用状況は、利用者が令和元（2019）年より7人で一定しており、利用日数については、増加しています。

[見込み量の設定]

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、第5期の利用実績から7人とします。
- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「延人日/月」見込みについては、第5期の利用実績から「実人/月」に「平均利用日数」（30.0日）を掛けて算定します。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
療養介護	利用人数(実人/月)	6	7	7	7	7	7
	利用日数(延人日/月)	171	194	210	210	210	210
平均利用日数(日/人)		28.5	27.7	30.0	30.0	30.0	30.0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 計画期間のサービス提供基盤として、見込み量を十分確保できるよう、医療機関と協力して適切なサービスの提供に努め、引き続きサービス基盤、人材の確保に取り組みます。
- 療養介護については、18歳以上の重症心身障害児入所者が対象者となることや利用者の高齢化、今後の障害者の高齢化や家庭環境の変化に伴い、常時介護を必要とする人が増える可能性があるため、引き続き見込み量の確保に努めます。

(3) 短期入所

[サービス概要]

事業名	内容
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用状況について、福祉型は利用者が令和元年度（2019）より13人で一定しており、利用日数については、増加しています。また、医療型は令和元年度（2019）以降、利用がみられない状況にあります。

[見込み量の設定]

(福祉型)

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、第5期の利用実績から13人とします。
- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に平成30年度（2018）から令和2年度（2020）「平均利用日数」（1.6日）を掛けて算定します。

(医療型)

- 令和元年度（2019）以降、利用がみられないため、計画期間の利用を0人とします。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
短期入所 (福祉)	利用人数 (実人/月)	12	13	13	13	13	13
	利用日数 (延人日/月)	22	18	20	21	21	21
平均利用日数(日/人)		1.8	1.4	1.5	1.6	1.6	1.6
短期入所 (医療)	利用人数 (実人/月)	2	0	0	0	0	0
	利用日数 (延人日/月)	1	0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 短期入所については、緊急時の対応や介助者自身の高齢化に伴うレスパイト機能（介助者の負担軽減）となるサービスの重要性を鑑み、必要と思われる量の確保に引き続き努めていくことが望まれます。

3 施設系サービスの見込み量

(1) 施設入所支援

[サービス概要]

事業名	内容
施設入所支援	常時介護を必要とする人に対し、主に夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活の支援を行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 令和2年度（2020）3月末時点の利用者は30人となっています。

[見込み量の設定]

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）の「実人/月」見込については、令和5年度（2023）の成果目標が、令和元年度（2019）末の1.6%以上削減であることから、29人となります。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
施設入所支援	利用人数(実人/月)	33	32	30	30	30	29

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 施設入所支援については、本人や家族の意向を尊重しながら、地域移行支援、地域定着支援などの活用を促すなどとし、より地域で生活することを後押しします。
- グループホームでの対応が困難な入所希望者など、施設を必要とする方に対し、適切なサービスが提供されるようサービス提供事業所と連携を図り、受入体制を確保します。

4 居住支援系サービスの見込み量

(1) 共同生活援助

[サービス概要]

事業名	内 容
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用状況は、令和元年度（2019）に1人増加し、令和2年度（2020）の利用者は23人となっています。
- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要な取組であり、地域の理解を深め、在宅・日中活動サービスの充実とともに、地域生活の定着を図るため、総合的に取り組む必要があります。

[見込み量の設定]

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、地域移行者（2人）による増加を見込みます。

項 目	単 位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
共同生活援助	利用人数(実人/月)	22	23	23	23	24	25

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- グループホームは、施設からの地域移行を図るために不可欠のサービスです。引き続き、積極的に整備が図られるよう、町内及び気仙沼圏域の事業所へ働きかけを行い、必要となる施設、人材の確保に取り組めます。
- 住まいの確保は、地域での自立した生活を目指すうえで引き続き重要となります。そのため、グループホームの整備にあたっては、訪問・訓練・就労系サービス等、地域での自立を支える各種サービスの充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備を推進するうえで、相談支援や緊急時の対応等に総合的に取り組む必要があります。

(2) 自立生活援助

[サービス概要]

事業名	内容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適切な支援を行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用はみられず、令和2年度(2020)現在においても利用がない状況にありますが、今後の知的障害者や精神障害者等の地域移行を踏まえ、利用体制を確保していく必要があります。

[見込み量の設定]

- 令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの「実人/月」見込みについては、地域移行者(2人)による増加を見込みます。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
自立生活援助	利用人数(実人/月)	0	0	0	0	1	2

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- サービス対象となる障害者支援施設やグループホーム等から、ひとり暮らしを希望する障害者、宿泊型自立訓練を利用している人の利用ニーズを定期的に把握し、適切なサービス利用につなげます。

5 訓練系・就労系サービスの見込み量

(1) 自立訓練（機能訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 （機能訓練）	身体障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。平成 24 年度から宿泊型自立訓練（知的障害者と精神障害者が対象）が加わりました。

[第 5 期のサービスの利用状況]

- 第 5 期の利用はみられず、令和 2 年度（2020）現在においても利用がない状況にあります。

[見込み量の設定]

- 第 4 期、第 5 期ともに利用がみられないため、計画期間の利用を 0 人と見込みます。

項 目	単 位	第 5 期実績値			第 6 期計画値		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
自立訓練 （機能訓練）	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (延人日/月)	0	0	0	0	0	0
平均利用日数（日/人）		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 入所施設や病院から地域生活移行を促進するために、気仙沼圏域・近隣自治体及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする人の把握に努め、引き続き適切なサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。

(2) 自立訓練（生活訓練）

[サービス概要]

事業名	内 容
自立訓練 （生活訓練）	知的障害または精神障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第 5 期のサービスの利用状況]

- 第 5 期の利用はみられず、令和 2 年度（2020）現在においても利用がない状況にあります。

[見込み量の設定]

- 第 4 期、第 5 期ともに利用がみられないため、計画期間の利用を 0 人と見込みます。

項 目	単 位	第 5 期実績値			第 6 期計画値		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
自 立 訓 練 (生 活 訓 練)	利用人数 (実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数 (延人日/月)	0	0	0	0	0	0
平均利用日数 (日/人)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 入所施設や病院から地域生活移行を促進するために、気仙沼圏域・近隣自治体及びサービス提供事業所と連携を図り、生活能力の維持・向上などの支援を必要とする人の把握に努めます。

(3) 就労移行支援

[サービス概要]

事 業 名	内 容
就 労 移 行 支 援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

[第 5 期のサービスの利用状況]

- 第 5 期の利用状況は、令和元年度 (2019) より利用者数が 3 人で一定しており、利用日数については増加しています。

[見込み量の設定]

- 令和 3 年度 (2021) から令和 5 年度 (2023) までの「実人/月」見込みについては、第 5 期の利用実績から 3 人とします。
- 令和 3 年度 (2021) から令和 5 年度 (2023) までの「延人日/月」見込みについては、第 5 期の利用実績から「実人/月」に「平均利用日数」(11.0 日) を掛けて算定します。

項 目	単 位	第 5 期実績値			第 6 期計画値		
		平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)
就 労 移 行 支 援	利用人数 (実人/月)	5	3	3	3	3	3
	利用日数 (延人日/月)	36	31	33	33	33	33
平均利用日数 (日/人)		7.2	10.3	11.0	11.0	11.0	11.0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 本サービスは就労を通じて障害者の自立を図っていくためにも、利用促進を図る必要があります。近隣自治体においては、情報通信技術を活用したリモートによる訓練も行われているため、町内における一般就労支援のあり方について検討し、利用者のニーズに対応したサービス提供体制を確保します。

(4) 就労継続支援 (A型)

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービスです。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用状況は、利用者数が2人で一定しており、利用日数についても一定した利用推移となっています。

[見込み量の設定]

- 令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの「実人/月」見込みについては、第5期の利用実績から2人とします。
- 令和3年度(2021)から令和5年度(2023)までの「延人日/月」見込みについては、第5期の利用実績から「実人/月」に「平均利用日数」(20.5日)を掛けて算定します。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
就労継続支援 (A型)	利用人数 (実人/月)	2	2	2	2	2	2
	利用日数 (延人日/月)	41	41	41	41	41	41
平均利用日数 (日/人)		20.5	20.5	20.5	20.5	20.5	20.5

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 就労継続支援は、障害特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、雇用環境とともに、ニーズも多様化しています。そのため、作業等を選択して事業所を選べるよう、機会の充実に努めます。

(5) 就労継続支援 (B型)

[サービス概要]

事業名	内容
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用状況は、令和元年度 (2019) より利用者数が13人で一定しており、利用日数については増加しています。

[見込み量の設定]

- 令和3年度 (2021) から令和5年度 (2023) までの「実人/月」見込みについては、第5期の利用実績から13人とします。
- 令和3年度 (2021) から令和5年度 (2023) までの「延人日/月」見込みについては、第5期の利用実績から「実人/月」に「平均利用日数」(18.5日)を掛けて算定します。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
就労継続支援 (B型)	利用人数 (実人/月)	11	13	13	13	13	13
	利用日数 (延人日/月)	208	235	240	240	240	240
平均利用日数 (日/人)		18.9	18.1	18.5	18.5	18.5	18.5

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き見込み量を十分確保できるよう、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整を行い、計画期間のサービス提供基盤、人材の確保に取り組みます。
- 就労継続支援は、障害特性の多様化、利用者の高齢化に伴い、雇用環境とともに、ニーズも多様化しています。そのため、作業等を選択して事業所を選べるよう、機会の充実に努めます。

(6) 就労定着支援

[サービス概要]

事業名	内容
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着でき、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 第5期の利用状況は、令和元年度（2019）より利用者数が1人となっており、一定した利用がみられます。

[見込み量の設定]

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、第5期の利用実績から1人とします。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
就労定着支援	利用人数(実人/月)	0	1	1	1	1	1

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 就労移行支援、就労継続支援（A・B型）のサービス提供事業所と連携し、サービスの利用状況、一般就労へ移行する人を把握し、適切なサービス利用につなげるとともに、町内及び大崎圏域内のサービス提供事業所とともに、必要なサービス提供基盤の確保に努めます。

6 相談支援の見込み量

(1) 計画相談支援

[サービス概要]

事業名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者等を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に対する相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

[第5期のサービスの利用状況]

- 支給決定を受けた障害者、またはその保護者が、対象となる障害福祉サービスを適切に利用できるよう、計画期間において、すべてのサービス利用者に対して、サービス利用計画を作成しています。
- 引き続き、関係機関や地域自立支援協議会と連携し、適切なケアマネジメントにより、個々のサービス利用者の生活の質の向上を図っていく必要があります。

[見込み量の設定]

- 計画相談支援については、令和3年度(2021)からの見込み量については、実際のサービス利用者数とし、介護保険への移行など考慮すると増減はないものと考え算定します。
- 地域移行支援、地域定着支援については、これまで利用はみられませんが、地域移行の推進を踏まえ、各年度1人を見込みます。

項目	単位	第5期実績値			第6期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
計画相談支援	利用人数(実人/月)	114	118	120	124	125	126
地域移行支援	利用人数(実人/月)	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	利用人数(実人/月)	1	1	1	1	1	1

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 計画相談支援は、本町のすべてのサービス利用者に対して、サービス利用計画が作成されるよう、特定相談支援事業所の適正な配置と必要な相談員数の確保、資質向上に努めます。
- 地域移行支援、地域定着支援については、サービス提供事業所をはじめ、関係機関等が連携し、地域移行が実現できるよう、支援体制の整備と充実を図ります。

7 地域生活支援事業サービスの見込み量

(1) 地域生活支援事業の概要

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の地域資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

図表 主な地域生活支援事業（必須事業）

サービス・事業の内容	対象者
○ 理解促進研修・啓発事業 [必須] 障害者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。	身・知・精・児・住
○ 自発的活動支援事業 [必須] 障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。	身・知・精・児・住
○ 相談支援事業 [必須] 障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。	身・知・精・児
○ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業 [必須] 障害福祉サービスを利用したまたは利用しようとする知的障害のある方または精神障害のある方に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべてまたは一部について補助を行います。 また、成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。	知・精
○ 意思疎通支援事業 [必須] 聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記奉仕員などによる支援を行います。	身
○ 日常生活用具給付事業 [必須] 重度障害のある方等に、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を行います。	身・知・児
○ 移動支援事業 [必須] 屋外での移動が困難な障害者について、外出のための支援を行います。	身・知・精・児
○ 地域活動支援センター事業 [必須] 地域活動支援センターを通じて、障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。	身・知・精

※ 対象者欄中の略語は次のとおりです。

身：身体障害者 精：精神障害者 知：知的障害者 児：障害児 住：住民

※ 地域生活支援事業には、障害者総合支援法第77条 第1項事業（町が実施する必須事業）と障害者総合支援法第77条第3項事業（任意の事業）があります。

(2) 地域生活支援事業の見込み量の設定

第6期計画期間における地域生活支援事業の見込み量は、次のとおりです。

図表 第6期計画の地域生活支援事業の見込み量一覧

項 目	単位	第6期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
① 理解促進・研修啓発事業	実施	実施	実施	実施
② 自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
③ 相談支援事業				
障害者相談支援事業	か所	1	1	1
基幹相談支援センター	有無	有	有	有
市町村相談支援機能強化事業	有無	有	有	有
④ 成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	件	0	0	0
⑤ 意思疎通支援事業				
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	件	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	1	1	1
⑥ 日常生活用具給付事業				
日常生活用具給付事業（計）	件	255	252	250
介護訓練支援用具	件	1	1	1
自立生活支援用具	件	1	1	1
在宅療養等支援用具	件	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件	1	1	1
排泄管理支援用具	件	250	247	245
住宅改修費	件	1	1	1
⑦ 移動支援事業				
移動支援事業	人	1	1	1
	時間	15	15	15
⑧ 地域活動支援センター				
Ⅲ型	か所	1	1	1
	人	11	11	11
⑨ 訪問入浴サービス事業				
利用者数・利用回数	人	2	2	2
	回	200	200	200

項 目	単位	第6期		
		令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
⑩ 日中一時支援事業				
利用者数・利用回数	人	5	6	7
	回	300	360	420
⑪ スポーツ・レクリエーション教室開催等事業				
利用者数	人	50	50	50
⑫ 難病患者等に対する通院費助成事業				
利用者数	人	27	27	27
⑬ 自動車改造費助成事業				
利用者数	人	2	2	2
⑭ 自動車運転免許取得費助成事業				
利用者数	人	2	2	2

(3) 実施に関する考え方・見込み量確保のための方策等

① 理解促進・研修啓発事業（必須事業）

共生社会の実現を図り、障害者等に対する理解を深めるため、関係部署や関係団体と連携し、住民に対する研修会の開催等を通じて、障害者への理解促進を図ります。

② 自発的活動支援事業（必須事業）

障害福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害者やその家族、地域住民等からなる団体が、地域において自発的に行う活動として、防災対策や地域による見守りなど、地域で生活する障害者とその家族が抱える課題への対応を念頭に置き、支援できる団体に対し補助金交付を通じた支援の体制を構築します。

③ 相談支援事業（必須事業）

本町では、総合ケアセンター南三陸の拠点性を活かしながら、関係機関や地域活動と一層の連携を図り、障害者の自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、必要な援助を行っています。

今後は、利用しやすい実施方法の検討を行うほか、身近な困りごとをはじめ、様々な相談に対応する総合窓口として、困難ケースの相談、指導助言等を適正かつ円滑に実施するため、基幹相談支援センターの相談支援機能の強化を図ります。

また、地域自立支援協議会において地域課題を共有し、課題解決へ向けた検討を図るなど、相談支援と地域自立支援協議会との連携による支援体制の充実に努めます。

④ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

成年後見制度利用支援事業においては、知的障害者や精神障害者のうち判断能力が不十分な人に対して成年後見制度の周知を図るとともに、関係機関と連携し、適切にサービスの利用契約の締結等が行われるよう努めます。併せて、平成28年4月に公布された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、関係機関とのさらなる連携強化を図るとともに、日常生活自立支援事業等の活用等を含めた支援体制を整えます。

成年後見制度法人後見支援事業については、現時点での利用実績はありませんが、成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保することを目標として、引き続き成年後見制度の適切な利用を促します。

⑤ 意思疎通支援事業（必須事業）

手話通訳者派遣、要約筆記奉仕員派遣については、引き続き協力機関から資格者の派遣を受けて実施し、今後も派遣依頼があった場合には、連携して対応し、意思疎通支援の充実を図ります。

また、聴覚障害者との交流や、本町の広報活動の支援者として期待されることから、手話奉仕員養成に向けて、手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修の実施について検討します。

⑥ 日常生活用具給付事業（必須事業）

日常生活用具給付等事業については、相談支援事業や広報などを通じて事業の周知を図るとともに、関係機関との連携のもとで、利用希望者一人ひとりの状況にあわせた適切な給付を実施します。

事業項目	事業内容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いるいす等
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害者の入浴、食事、移動などを支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成

⑦ 移動支援事業（必須事業）

移動支援事業については、町内のサービス事業所（1か所）に委託して実施しており、引き続き、障害者や介助者の高齢化による外出や移動支援の必要性がさらに高まることが考えられるため、引き続きサービスの周知を図り、供給体制が不安定にならないよう、サービス提供事業所と連携しながら、障害者の社会参加を促進します。

⑧ 地域活動支援センター（必須事業）

障害者の日中の居場所づくりを促進し、障害特性やニーズの拡大に対応できるよう、本町では社会福祉法人に運営を委託し、「風の里」として総合ケアセンターで事業を実施しています。

今後もサービスの周知を図り、実施主体となる社会福祉法人と連携し、本人の障害特性にきめ細かい配慮をしながら丁寧な相談対応を行い、社会復帰に向けた支援を推進します。

⑨ 訪問入浴サービス事業（任意事業）

自宅で入浴することが困難な常時寝たきりの身体障害者を訪問し、入浴できるよう支援する事業であり、今後もサービスの周知を図り、家族介護の負担軽減を図る事業として、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

⑩ 日中一時支援事業（任意事業）

日中一時支援は、障害者等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした事業であり、介護者への支援としても重要となっています。現在は町内1か所、町外12か所の登録事業所を中心にサービスを行っています。

今後もサービスの周知を図り、介護する家族のストレスや心身の疲れを回復させるレスパイト事業の一環として、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

⑪ スポーツ・レクリエーション教室等開催（任意事業）

本町では、障害者団体の活動への費用補助という方法で実施しており、毎年度、50人程度が参加しています。

今後もサービスの周知を図り、障害者の社会参加を促進する事業として、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

⑫ 難病患者等に対する通院費助成事業

腎臓疾患により人工透析が必要な方や難病のため定期的な治療が必要であり、身体障害者手帳を所持し、月4回以上の通院治療を行っている方に対し、町が通院に要する経費の一部を助成しています。

今後もサービスの周知を図り、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

⑬ 自動車改造費助成事業

自動車を改造する際の費用の一部を助成し、障害者の社会参加を促進する事業です。

今後もサービスの周知を図り、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

⑭ 自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許を取得する際の費用の一部を助成し、障害者の社会参加を促進する事業です。

今後もサービスの周知を図り、利用者の要望に対応する事業実施に努めます。

第6章 第2期障害児福祉計画

第6章 第2期障害児福祉計画

第1節 障害児福祉計画について

1 障害児福祉計画について

障害児福祉計画では、障害児通所支援等の提供体制を整備し、円滑な実施を確保していくための目標及び見込み量、見込み量を確保するための方策を定めます。

なお、国の基本指針に基づき、新たな障害児福祉計画に盛り込む内容は、次のとおりです。

◎ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

① 児童発達支援センターについて

地域における中核的な支援施設として位置づけ、通所施設等との連携を図り、重層的な支援体制整備を図る。

② 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携について

- 障害児通所支援の実施にあたって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある。
- 難聴児支援にあたって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障害）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である。

③ 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備について【一部新規】

- 重症心身障害児等の支援にあたって、人数やニーズを把握し、地域課題を整理しながら、支援体制の充実を図る。
- 市町村において、医療的ケア児の支援に係るコーディネーターの配置を促進する。
- 障害の疑いのある段階から、障害児本人や家族に対する継続的な支援を行うとともに、質の確保、向上を図る。

◎ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

（令和5年度末の目標）

① 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所設置
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
- 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【一部新規】

第2節 第2期計画における成果目標の設定

1 障害児支援の提供体制の充実

本町では、国の基本指針に基づき、次のとおり障害児支援の提供体制の充実を図ります。

(1) 児童発達支援センターの設置

令和5年度(2023)末までに、本町、または圏域内に児童発達支援センター1か所を設置することとなっており、本町では既に平成28(2016)年度から設置しています。

図表 児童発達支援センターの設置

項目	数値	国の基本指針による考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	・令和5年度(2023)末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

令和5年度(2023)末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとなっています。

図表 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

項目	数値	国の基本指針による考え方
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所	・令和5年度(2023)末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

(3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、町内事業所へ働きかけ、医療との連携を図りながら、事業所の確保及び事業継続を支援します。

図表 重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保

項目	数値	国の基本指針による考え方
重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの確保	1か所	・令和5年度(2023)末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。

(4) 医療的ケア児に対する協議の場の設置

令和5年度(2023)末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、協議の場の検討を含め、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。

図表 医療的ケア児に対する協議の場の設置

項目	数値	備考
医療的ケア児に対する協議の場の設置	設置	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度(2023)末までに、県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。 ・市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与したうえでの、圏域での設置であっても差し支えない。

また、県や関係機関の行う研修への相談支援専門員の参加を支援し、医療的ケア児コーディネーターを養成するとともに、医療的ケア児を支援する地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを令和5年度(2023)末までに、1名配置します。

図表 (参考) 医療的ケア児を支援する体制構築

項目	数値	備考
医療的ケア児を支援する体制構築	1人	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の医療的ケア児に対する協議の場とともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

[第2期のサービス見込み量の設定]

項目	単位	第2期		
		令和3年度(2021)	令和4(2022)年度	令和5年度(2023)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人数(実人)	1	1	1

(5) 発達障害者等に対する支援について

発達障害者等に対する支援については、早期発見とともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援体制や、活動の基盤を構築していく必要があります。

そのため、サービス提供事業所をはじめ、子育て支援、療育等の機会を活用し、県と連携したペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入に向けた受講促進を図ります。

また、発達障害のある子どもの保護者への支援であるペアレントメンターの育成し、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えたり、情報提供等を行うピアサポート活動の実施に向けて、子どもの発達や育成に悩みや課題を抱えている保護者をつなげる場や機会の創出に努めます。

第3節 計画期間におけるサービスの見込み量

第2期計画期間（令和3年度（2021）から令和5年度（2023））のサービス見込み量の算定にあたっては、第1期障害福祉計画期間（平成30年度（2018）から令和2年度（2020））のサービス利用状況を踏まえて設定します。

1 障害児通所支援の見込み量

（1）放課後等デイサービス

〔 サービス概要 〕

事業名	内容
放課後等デイサービス	学齢期の障害のある子ども等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

〔 第1期サービスの利用状況 〕

- 第1期の利用状況は、利用人数が減少しており、利用日数については各年度で増減がみられます。

〔 見込み量の設定 〕

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、15人とします。
- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に平成30年度（2018）から令和2年度（2020）「平均利用日数」（12.4日）を掛けて算定します。

項目	単位	第1期実績値			第2期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
放課後等デイサービス	利用人数(実人/月)	16	14	15	15	15	15
	利用日数(延人日/月)	193	179	186	186	186	186
平均利用日数(日/人)		12.1	12.8	12.4	12.4	12.4	12.4

※実績値は各年度の月平均値

〔 見込み量確保の方策 〕

- 放課後等デイサービスについては、サービス提供事業所や関係機関と連携して、障害のある子どもの居場所づくりを推進し、必要な利用者に提供できるよう、サービス提供基盤を確保します。

(2) 児童発達支援

[サービス概要]

事業名	内容
児童発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型発達支援	障害のある子ども等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等のほか、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害のある子ども等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

[第1期サービスの利用状況]

- 第1期の利用状況として、児童発達支援については、令和元年度（2019）より利用者数が1人で一定しており、利用日数については増加しています。
- 医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援については、利用がみられない状況です。

[見込み量の設定]

(児童発達支援)

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、第1期の利用実績から1人とします。
- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「延人日/月」見込みについては、「実人/月」に「平均利用日数」（12.0日）を掛けて算定します。

(医療型発達支援・居宅訪問型児童発達支援)

- 現在の利用状況を踏まえ、計画期間の利用は0人を見込みます。

項目	単位	第1期実績値			第2期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
児童発達支援	利用人数(実人/月)	1	1	1	1	1	1
	利用日数(延人日/月)	10	10	12	12	12	12
平均利用日数(日/人)		10.0	10.0	12.0	12.0	12.0	12.0
医療型発達支援	利用人数(実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
居宅訪問型児童発達支援	利用人数(実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 児童発達支援については、発達障害をはじめ、障害児の増加が見込まれるため、身近な地域で早い段階での切れ目のない支援、多様な支援につながるよう、保健活動をはじめ、庁内関係部署と連携を図りながら、対象者の早期発見、サービス提供基盤の充実やサービス提供量の確保に努めます。
- 医療型発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、適正な運用が図られるよう、関係機関との連絡調整を図り、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整により、サービス基盤の確保を図ります。
- 児童発達支援の利用対象者の発掘、利用促進を図るとともに、県等と連携を図りながら、ペアレントメンターの育成やピアサポート活動の実施等、発達障害者等に対する支援の充実に努めます。

(3) 保育所等訪問支援

[サービス概要]

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障害のある子ども等に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

[第1期サービスの利用状況]

- 第1期の利用はみられず、令和2年度(2020)現在においても利用がない状況にあります。

[見込み量の設定]

- 現在の利用状況を踏まえ、計画期間の利用は0人を見込みます。

項 目	単 位	第1期実績値			第2期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
保育所等訪問支援	利用人数(実人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用日数(延人日/月)	0	0	0	0	0	0
平均利用日数(日/人)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 子育ての支援は障害の有無に関わらず、国・県・町の重要課題であり、地域で安心して育てられる環境づくりが必要と考えます。そのため、関係機関との連絡調整を図り、町内及び気仙沼圏域、近隣自治体との広域的な調整により、新規参入を含めサービス基盤の確保を図ります。
- 教育保育施設において多様な主体が関わり、円滑なサービス利用、重層的な支援が可能となるよう、サービスの周知を図るほか、障害児への重層的な支援体制について検討します。

2 障害児入所支援の見込み量

[サービス概要]

事業名	内容
障害児入所支援 (福祉型児童入所支援・ 医療型児童入所支援)	障害児入所支援には、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。 障害児入所支援では、施設に入所している障害児に対して保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行います。

[第1期サービスの利用状況]

- 第1期の利用はみられず、令和2年度(2020)現在においても利用がない状況にあります。

[見込み量の設定]

- 現在の利用状況を踏まえ、計画期間の利用は0人を見込みます。

項目	単位	第1期実績値			第2期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
福祉型児童入所支援	利用人数(実人/月)	0	0	0	0	0	0
医療型児童入所支援	利用人数(実人/月)	0	0	0	0	0	0

※実績値は各年度の月平均値

[見込み量確保の方策]

- 引き続き、町内の利用ニーズの把握に努め、町内及び県内自治体との広域的な調整によりサービスを確保します。

3 障害児相談支援の見込み量

[サービス概要]

事業名	内容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に障害児支援利用計画を作成し（障害児支援利用援助）、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う（継続障害児支援利用援助）等の支援を行います。

[第1期サービスの利用状況]

- 第1期の利用者数は18人で一定した利用推移となっています。

[見込み量の設定]

- 令和3年度（2021）から令和5年度（2023）までの「実人/月」見込みについては、急激な増減はなく、現在の障害児の現状を踏まえ算定します。

項目	単位	第1期実績値			第2期計画値		
		平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
障害児相談支援	利用人数(実人/月)	17	18	18	18	18	18

※実績値は各年度の利用者数

[見込み量確保の方策]

- 計画相談支援については、現在の障害児が適正にサービス利用計画が作成されるよう、必要な相談員数の確保に努めます。
- 子どもの成長・発達段階に応じて、必要な支援につながるよう、様々な機会を通じて対象となる子育て家庭と相談支援事業所が関わる機会を創出し、サービスの周知を図ることで、早期支援につなげます。

資料編

資 料 編

資料 1 計画の策定経過

本計画における策定経過は次のとおりです。

開 催 日	《 策 定 経 過 (実 施 内 容) 》
令和2年2月19日	令和元年度第3回自立支援協議会 ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の基礎調査業務の検討
令和2年6月30日～7月13日	事業所等関係機関のヒアリング調査実施
令和2年8月11日	令和2年度第1回 障害者自立支援協議会 ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画策定に向けた現況報告、策定指針について ・ヒアリング調査結果概要について
令和2年8月28日	令和2年度第1回 保健福祉総合審議会 ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画策定に向けた現況報告、策定指針について ・ヒアリング調査結果概要について
令和2年10月19日	令和2年度第2回 障害者自立支援協議会 ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画（計画期間の見込み量）について
令和2年11月30日	令和2年度第3回 障害者自立支援協議会 ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画（計画期間の見込み量、確保方策）について
令和2年12月22日	令和2年度第2回 保健福祉総合審議会 ・素案報告
令和3年1月12日～2月12日	パブリックコメント実施（提出意見数:5件） ・町広報、ホームページにて公表
令和3年2月22日～2月26日	障害者自立支援協議会 書面審査 ・第6期障害福祉計画及び第2期障害児計画素案の調整
令和3年2月26日	令和2年度第3回 保健福祉総合審議会 ・町へ答申

資料2 南三陸町保健福祉総合審議会設置条例

平成17年10月1日条例第93号

(設置)

第1条 町民の健康づくり及び福祉の充実に係る事項を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、町長の附属機関として南三陸町保健福祉総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保健福祉に係る諸計画及び介護保険事業計画の策定又は変更に関する事。
- (2) 保健福祉に関する施策及び事業の評価に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関及び団体の役職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 審議会に、特別の事項を審議させる必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

資料3 南三陸町保健福祉総合審議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日
(敬称略)

所属区分	氏名	職位等	備考
歯科医師	小野寺 勉	歯科医師会（小野寺歯科医院）	会長
障害者家族 障害者支援団体	鈴木 清美	おもちゃの図書館代表 （南三陸町障害者自立支援協議会 会長）	副会長
外部識者	佐藤 孝夫	宮城県気仙沼保健福祉事務所 副所長兼地域保健福祉部長	
医師	西澤 匡史	医師会（南三陸病院）	
薬剤師	小坂 克己	薬剤師会（こさか調剤薬局）	
学校関係者	三浦 伸敏	歌津中学校長 学校長会代表	
学識経験者	佐藤 和子	栄養士	
民生委員	高橋 清	南三陸町民生委員児童委員協議会 会長	
行政区庁	山内 敏裕	南三陸町行政区長・行政連絡員連絡協議会 会長	
障害者家族 障害者支援団体	千葉 みよ子	愛の手をつなぐ親の会 会長	
福祉事業者	星 雅也	社会福祉法人 旭浦会 特養老人ホーム慈恵園施設長	
福祉事業者	阿部 勝衛	NPO 法人ハーモニーうたつ 理事長	
行政協力員	後藤 せい子	保健福祉推進員	
行政協力員	佐藤 富喜子	保健福祉推進員	

資料4 南三陸町障害者自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第89条の3及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第17条第1項の規定に基づき、共生する社会の実現に向けて、障害のある人とその家族が、地域の中で安心して暮らしていけるよう、地域における自立支援について協議するとともに、関係機関との連携により障害のある人への支援環境を充実させるため、南三陸町障害者自立支援協議会(以下「自立支援協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 自立支援協議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業の運営計画、実績等に関する協議及び評価に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善
- (5) 障害者計画の策定及び進捗状況の評価に関すること。
- (6) 虐待を防止するための関係機関との連携強化に関すること。
- (7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(組織)

第3条 自立支援協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

(役員)

第4条 自立支援協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、審議会の会長及び副会長をもって充てる。

3 会長は、自立支援協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 自立支援協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は、自立支援協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 自立支援協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する協議事項について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、自立支援協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する者で組織する。

3 専門部会の部会長は、部会員の互選によって定める。

4 専門部会は、部会長が招集し、開催する。

5 専門部会は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 自立支援協議会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、自立支援協議会の運営に関し必要な事項は、会長が自立支援協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第24号)

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

附 則 (平成29年告示第22号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

資料5 南三陸町障害者自立支援協議会委員名簿

任期：平成31年4月1日～令和3年3月31日

(敬称略)

所属区分	氏名	職位等	備考
障害者家族 障害支援団体	鈴木清美	おもちゃ図書館代表 (保健福祉総合審議会委員)	会長
社会福祉法人	三浦真悦	南三陸町社協事務局長兼総務課長	副会長
外部識者	佐藤孝夫	宮城県気仙沼保健福祉事務所 副所長兼地域保健福祉部長 (保健福祉総合審議会委員)	
医師	佐藤徹	佐藤徹内科クリニック院長	
学校関係者	三浦伸敏	歌津中学校校長 学校長会代表	
障害者家族 障害支援団体	千葉みよ子	愛の手をつなぐ親の会会長 (保健福祉総合審議会委員)	
福祉事業者	吉田秀浩	のぞみ福祉作業所施設長	
福祉事業者	阿部勝衛	NPO法人ハーモニーうたつ理事長 (保健福祉総合審議会委員)	
福祉事業者	太齋京子	NPO法人奏海の杜 理事長	
企業	皆川純悦	エヌティファシリティーズ(株) 大船渡営業所 所長	
行政区長	山内敏裕	南三陸町行政区長・行政連絡員連絡協議会 会長(保健福祉総合審議会委員)	
民生委員	沼倉善子	南三陸町民生委員児童委員協議会 副会長	

第3期障害者計画
第6期障害福祉計画
第2期障害児福祉計画

令和3年3月 発行

発行者 南三陸町 保健福祉課

〒986-0725

宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田14番地3

電話：0226-46-2601 F A X：0226-46-4587

町ホームページ：<https://www.town.minamisanriku.miyagi.jp>

